

第3次向日市人権教育・啓発推進計画

2026年(令和8年)3月

向日市

「第3次向日市人権教育・啓発推進計画」の策定にあたって

「人権」とは、すべての人間が生まれながらに持つ、誰からも侵されることのない普遍的な権利です。国連の世界人権宣言においては、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、その尊厳と権利について平等である」と定められており、日本国憲法においても、すべての国民の基本的人権が保障されています。



本市におきましても、すべての人々の人権が尊重され、人間性豊かに暮らすことができる「ふるさと向日市」の実現を目指し、2016年(平成28年)3月に「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を策定し、さまざまな人権教育・啓発施策を推進してまいりました。

しかしながら、DVやいじめ、障がいのある人や外国人に対する偏見、児童虐待や同和問題など、社会生活のさまざまな場面において、依然として差別や人権を不当に軽視する事態が多く見受けられます。

また、近年では、性的マイノリティに対する偏見や、感染症、災害に関連する風評被害など、新たな人権課題も生じており、とりわけインターネット上における人権侵害は、さまざまな人権課題に関連して深刻化しています。

こうした人権課題の解決に向け、すべての人に人権をより身近に感じていただくとともに、継続的かつ着実に取組を進めるため、このたび「第3次向日市人権教育・啓発推進計画」を策定いたしました。

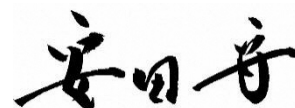
本計画では、「一人ひとりがかげがえのない存在として互いに思いやり、すべての人の人権が尊重される、差別のない社会の実現」を基本理念として、人権教育・啓発に関する具体的な施策を掲げております。

今後は、本計画に基づき、複雑化・深刻化する人権課題への取組をより一層推進してまいりますので、市民の皆様、関係機関の皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、市民意識調査にご協力をいただきました市民の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました向日市人権擁護委員の皆様、並びにご指導を賜りました関係各位に、心から厚くお礼申し上げます。

2026年(令和8年)3月

向日市長



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 人権をめぐる動き	1
(1) 国際的な動向	1
(2) 国・京都府の動向	2
(3) 本市の取組状況	4
2 計画策定の趣旨	11
3 計画の性格・位置付け	12
4 計画の期間	12
5 計画の策定方法	12
第2章 計画の基本的な考え方	13
1 計画の基本理念	13
2 計画の目標	13
3 計画の視点	14
第3章 人権教育・啓発に関する具体的施策	15
1 人権尊重意識を育む教育・啓発の推進	15
(1) 人権教育の推進	17
(2) 人権啓発の推進	19
(3) 人権教育・啓発を担う人材の育成及び資質の向上	20
2 人権に深く関わる職業従事者の人権尊重の資質の向上	21
3 人権に関する相談支援体制の推進	23
(1) 相談・支援体制の充実・強化	23
(2) 人権侵害の予防に向けた取組の推進	24
(3) 救済に向けた連携体制の充実	24
第4章 人権に関する個別問題ごとの取組施策	25
1 人権に関する課題横断的な取組施策	25
(1) 情報化社会における人権	25
(2) 感染症患者等に関する人権	27
(3) 働く人々の人権	28
(4) 自殺対策の推進	29
(5) 災害と人権	30
2 個別の人権問題に対する取組施策	31
(1) 部落差別（同和問題）	31
(2) 女性に関する人権	33
(3) こどもに関する人権	35
(4) 高齢者に関する人権	37
(5) 障がいのある人に関する人権	38

(6) 外国籍の人に関する人権	40
(7) ハンセン病・H I V感染症・難病患者等に関する人権	43
(8) 性的指向及びジェンダーアイデンティティ	44
(9) 犯罪被害者やその家族の人権	46
(10) 刑を終えて出所した人の人権	46
(11) その他の様々な人権問題	48
第5章 推進体制	51
1 計画の実施体制	51
2 京都府・近隣市町との連携	51
3 市民・各種団体・企業等との連携	51
参考資料	53
1 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	53
2 世界人権宣言	54
3 向日市人権教育・啓発推進計画推進本部設置規程	57
4 向日市人権教育・啓発推進計画推進本部及び幹事会委員名簿	59
5 向日市人権教育・啓発推進計画監修会議	60
6 計画策定の経過	60
7 用語解説	61
8 参考データ	72

第1章 計画の策定にあたって

1 人権をめぐる動き

(1) 国際的な動向

国際連合（以下「国連」という。）では、1948年(昭和23年)第3回総会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」を採択して以来、「国際人権規約」や「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」など、人権に関する数多くの国際条約を採択してきました。そして、人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官の設置（1994年(平成6年)）、国連人権委員会や人権関係諸条約の監視機関等の積極的な活動により、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて活動を展開してきました。

1993年(平成5年)6月に国連が世界人権宣言45周年を記念し開催した「世界人権会議」において人権教育の重要性を強調した「ウィーン宣言及び行動計画」が採択され、1994年(平成6年)12月の国連総会で、1995年(平成7年)から2004年(平成16年)までの10年間を計画期間とする「人権教育のための国連10年行動計画」が採択されました。

行動計画終了後も、国連では、2004年(平成16年)12月に「人権教育のための世界計画」を決議しました。この計画は、2005年(平成17年)から2007年(平成19年)を「人権教育のための世界プログラム」（第1段階）とし、「第1フェーズ」は初等中等教育に、「第2フェーズ」は高等教育のための人権教育及び教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラムに焦点をあて、その後、メディア専門職とジャーナリストへの研修も焦点に加えた「第3フェーズ」、若者に焦点をあてた「第4フェーズ」を経て、2025年(令和7年)から2029年(令和11年)は、「第5フェーズ」として、第4フェーズに引き続き若者と子どもを重点領域とし、デジタル技術をはじめ、環境と気候変動、ジェンダー平等に焦点を広げた取組が進められています。

2011年(平成23年)12月には、世界中の全ての人々が人権教育・人権研修を享受する権利を持つこと、そして国や公共団体等はそのための諸条件を整備する義務を負うべきこと等を宣言した「人権教育及び研修に関する国連宣言」が国連総会で採択されました。

2011年(平成23年)6月には、国連人権理事会で「企業活動と人権」の領域における国家及び企業の義務や役割について述べた「ビジネスと人権に関する指導原則」が承認されました。

2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、2016年(平成28年)から2030年(令和12年)までの国際目標として、持続可能な世界を実現するため、「貧困をなくそう」や「人や国の不平等をなくそう」等の17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓い、これら目標の達成に向け、わが国も含め世界の国々や様々な団体は、普遍的な取組として様々な活動を積極的に進めています。

そのほか国際的な情勢として、2022年(令和4年)2月から始まったロシアによるウクライナ侵攻は依然として続いており、2023年(令和5年)10月から始まったイスラエル・パレスチナ間の紛争では、同年12月の国連総会の緊急特別会合で、ガザ地区の状況に深刻な懸念を表明した上で人道目的の即時停戦を求めています。現時点では双方の人質解放が進む一方、停戦の実現に至っていません。

そのような中で国連は、同年7月に『持続可能な開発目標(SDGs)報告2023:特別版』を発表し、気候変動、紛争、世界経済の暗い見通し、長引く新型コロナウイルス感染症の余波という複合的な影響によって、システムミック(連鎖的)な脆弱性が明らかになったとしています。SDGs達成には、連携した行動と強い政治的意思、そして利用可能なテクノロジー、資源、知識を有効に活用することが良い未来を築くための突破口となるとされています。

また、国連は「子どもの権利主流化」に関する国連事務総長のガイダンスノートを公表しました。

2024年(令和6年)には、国連総会で20年連続20回目となる北朝鮮人権状況決議が採択され、拉致問題を含む北朝鮮の組織的かつ広範で深刻な人権侵害を非難し、その終結が北朝鮮に強く要求されています。

(2) 国・京都府の動向

わが国においては、今日まで、日本国憲法や教育基本法に基づき、民主的で文化的な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取組が推進されてきました。

一方では、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結するとともに、国連が提唱する「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」「国際識字年」など多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて国内法を整備するなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推進されてきました。

特に、わが国固有の問題である部落差別(同和問題)については、1965年(昭和40年)の同和对策審議会の答申を受けて、その解決のために、1969年(昭和44年)、「同和对策事業特別措置法」が施行されて以来、三つの特別法に基づき、2002年(平成14年)3月まで33年間にわたって特別対策が実施されてきました。

また、女性、障がいのある人、外国人等の様々な人権問題についても、男女共同参画社会やノーモライゼーションあるいは共生社会の実現などの理念の下に、その改善に向けた様々な施策が実施されてきています。

しかしながら、わが国の人権に関する現状については、国連の規約人権委員会をはじめとした関係機関から、部落差別(同和問題)や女性、外国人等、様々な人権問題が存在すると指摘されているところです。

こうした中で、1995年(平成7年)12月には、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部が設置され、1997年(平成9年)7月には、国内行動計画が策定されました。これに対応する「人権教育のための国連10年京都府行動計画」(以下「京都府行動計画」という。)が1999年(平成11年)3月に策定されています。

1996年(平成8年)12月には、「人権擁護施策推進法」が制定され、人権尊重の理念を深めるための教育・啓発及び人権侵害の被害者救済に関する施策の推進を国の責務として位

置付けました。そして同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、1999年(平成11年)7月には人権教育・啓発の基本的事項について、2001年(平成13年)5月には人権が侵害された場合における人権救済制度の在り方について、それぞれ答申が出されました。

人権課題への意識を高める取組として、2016年(平成28年)に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、そして「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」という人権に深く関わる、いわゆる人権三法が施行されたほか、「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)」を2024年(令和6年)6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(こどもの貧困解消法)」として改定・改称を行い、また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の制定等、個別の人権問題に関する法整備が進められています。

2019年(令和元年)に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)」が施行され、アイヌ民族を法律として初めて「先住民」と明記し、独自の文化を生かした地域振興策が盛り込まれました。

2020年(令和2年)には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(パワーハラスメント防止法)」が施行され、2011年(平成23年)に国連人権理事会で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則」を踏まえ、2020年(令和2年)に「『ビジネスと人権』に関する行動計画」を策定し、企業活動における人権尊重の促進を図るための取組を進めています。

2023年(令和5年)には、こども政策を総合的に推進するため、「こども基本法」が施行され、この法律に基づき、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととされています。

2024年(令和6年)5月には、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)での誹謗中傷など、インターネット上の権利侵害を防止するため、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」の改正法が成立し、法律の名称が「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(情報流通プラットフォーム対処法)」に変更され、2025年(令和7年)4月から施行されています。

一方、人権教育・啓発に関する施策の推進については、2000年(平成12年)12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」が制定・施行されました。人権教育・啓発推進法においては、国の責務とともに、第5条で「地方公共団体は、(中略)その地域の実情を踏まえ、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されています。

その後、人権教育・啓発推進法に基づき2002年(平成14年)3月に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画(第一次基本計画)」により、様々な人権問題について、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られてきました。第一次基本計画は、2011年(平成23年)に改定され、内容に「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されました。その後、2025年(令和7年)6月に「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」が閣議決

定されています。第二次基本計画は、第一次基本計画策定後の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえたものとして、「ビジネスと人権」に関する記載の追加のほか、「インターネット上の人権侵害」を各人権課題に横断的な課題として整理し、「ヘイトスピーチ」及び「性的マイノリティの人々」を個別の人権課題に追加するとともに、「感染症の患者等」から「ハンセン病患者・元患者及びその家族」を独立させたことなどが主な変更点となっています。

京都府においては、こうした国内外の人権をめぐる状況等を踏まえ、1999年(平成11年)の京都府行動計画に続き、2005年(平成17年)1月には、人権教育・啓発推進法に基づき、「新京都府人権教育・啓発推進計画」が策定されました。

世界人権宣言採択から65周年にあたる2013年(平成25年)11月には、人権尊重の理念を改めて府民に幅広く訴えかけることを目的とした「世界人権宣言65周年京都アピール」が発表されました。2018年(平成30年)には、京都府の公の施設等でヘイトスピーチが行われることを防止するため、「京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン」の運用を開始し、市町村での同様の取組に向けた支援や企業等への働きかけが行われています。

2016年(平成28年)1月には、引き続き積極的で効果的な取組を推進していくため、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を改定し、「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」が策定され、その後、2020年(令和2年)の新型コロナウイルス感染症の拡大により、憶測によるデマや誤った情報の拡散、大学や個人への誹謗中傷、インターネット上での心ない書き込みなど、様々な事象が社会問題化したことから、2021年(令和3年)3月に改定が行われました。

2022年(令和4年)12月には、府政運営の指針である「京都府総合計画」が改定され、20年後に実現したい京都府の将来像の一つとして「人と地域の絆を大切にする共生の京都府」を掲げ、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、性別に関わらず、子どもも高齢者も障がいのある人も、外国籍等の人も、全ての人が地域で「守られている」「包み込まれている」と感じ、誰もが持つ能力を発揮し、生涯現役で活躍することのできる共生の社会づくりの実現が目指されているところです。

また、共生社会の実現に向け、人権三法(障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法)等や「第2次推進計画(改定版)」に基づき、国内外の状況も踏まえながら、関係機関や関係団体等とも連携して、人権問題の解決に向けた施策を推進しています。

2025年(令和7年)4月には、「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」が施行されました。この条例に基づき、2026年度(令和8年度)を初年度とした「京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進計画」が策定され、府民一人ひとりの尊厳と人権が共に尊重され、全ての府民が、地域等の社会において「守られている」「包み込まれている」等といった社会からの温かさを感じることができるようになるとともに、誰もが主体的に社会に参画し、自らの可能性を伸ばすことができる人権尊重の共生社会づくりを推進しています。

(3) 本市の取組状況

①これまでの取組の経過・振り返り

向日市では、1977年(昭和52年)11月の「向日市民憲章」の制定、1984年(昭和59年)11月の「世界平和都市宣言」など、これらに示された理念や2010年(平成22年)4月に策定した「第5向日市総合計画」のまちづくりの基本方針に基づき、人権問題の解決

を図るための諸施策を進めてきました。

1999年(平成11年)3月の「京都府行動計画」と歩調を合わせ、2000年(平成12年)8月、向日市における人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するための基本指針となる「人権教育のための国連10年向日市行動計画(向日市行動計画)」、さらに2006年(平成18年)3月には「向日市人権教育・啓発推進計画」を策定し、民主的で文化的な市政の発展とあらゆる人権問題の解決に向けて、人権意識の高揚を図る取組を進めてきたところです。

以後、学校教育、社会教育において、人権教育・啓発に関する施策や、女性、こども、高齢者、障がいのある人、部落差別(同和問題)、外国人等の人権課題解決に関する施策を実施してきました。とりわけ、基本的人権の尊重と人権・平和の大切さを啓発する事業として、毎年8月、12月に「平和と人権のつどい」や「人権研修会」の開催、小中学校においては人権学習の授業参観や人権集会といった行事の取組など、人権尊重の社会づくりに向けて、人権施策を推進してきました。

本市においては、様々な機会を通じて、行政機関と民間団体等が連携・協力し、様々な人権教育・啓発活動を展開していますが、とりわけ、人権意識の普及に積極的に活動を展開している乙訓人権擁護委員協議会や京都・山城人権啓発活動地域ネットワーク協議会との連携を密にしています。

さらに、NPO等の多様な主体による住民の自発的な社会貢献活動は、地域社会を築いていく上で大きな役割を果たすものであることから、「京都府社会貢献活動の促進に関する条例」及び「向日市市民協働推進条例」の趣旨を踏まえ、団体が活動しやすい環境の整備に努めるとともに、行政と団体が、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を推進しています。

2008年(平成20年)4月には、関係機関等と連携した効果的な啓発等を推進するために、山城地域の市町村と民間団体、企業により「山城人権ネットワーク推進協議会(ひゅうまんねっとやましろ)」が設立され、広域的な人権教育・啓発事業などの取組にも積極的に参加しているところです。

これらの取組の結果、人権教育・啓発の取組が市民に浸透してきましたが、市民生活に関わる様々な場面で、依然として、人権に関する深刻な問題が存在しており、今後も関係機関と連携し、人権教育・啓発のより一層積極的な取組を進めていきます。

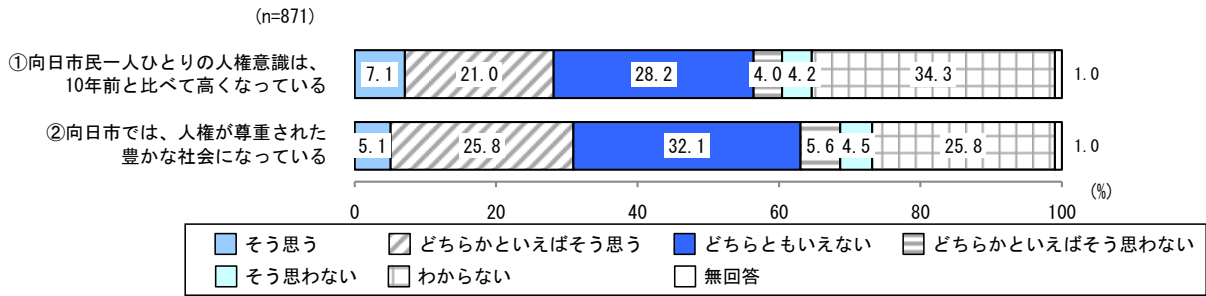
②市民意識調査の結果でみる市民の人権意識・実態

2024年度(令和6年度)に、18歳以上の市民3,000人を対象に実施した市民意識調査(以下、「市民意識調査」という。)から、主な結果を抜粋し、市民の人権に関する意識・態度の傾向をみると、次のとおりとなっています。

(ア) 市民の人権意識の現状に対する評価

10年前と比べた向日市民一人ひとりの人権意識について、高くなっているとする割合が28.1%に対し、高くなっていると思わないは8.2%となっています。また、向日市は人権が尊重された豊かな社会になっていると思う割合は30.9%に対し、そう思わないが10.1%となっており、両意見に対し肯定する割合が多くなっているものの、どちらともいえない・わからないが合わせて約6割を占めており、人権意識の現状評価について態度を保留する市民は少なくありません。(図1)

図1 市民の人権意識の現状に対する評価

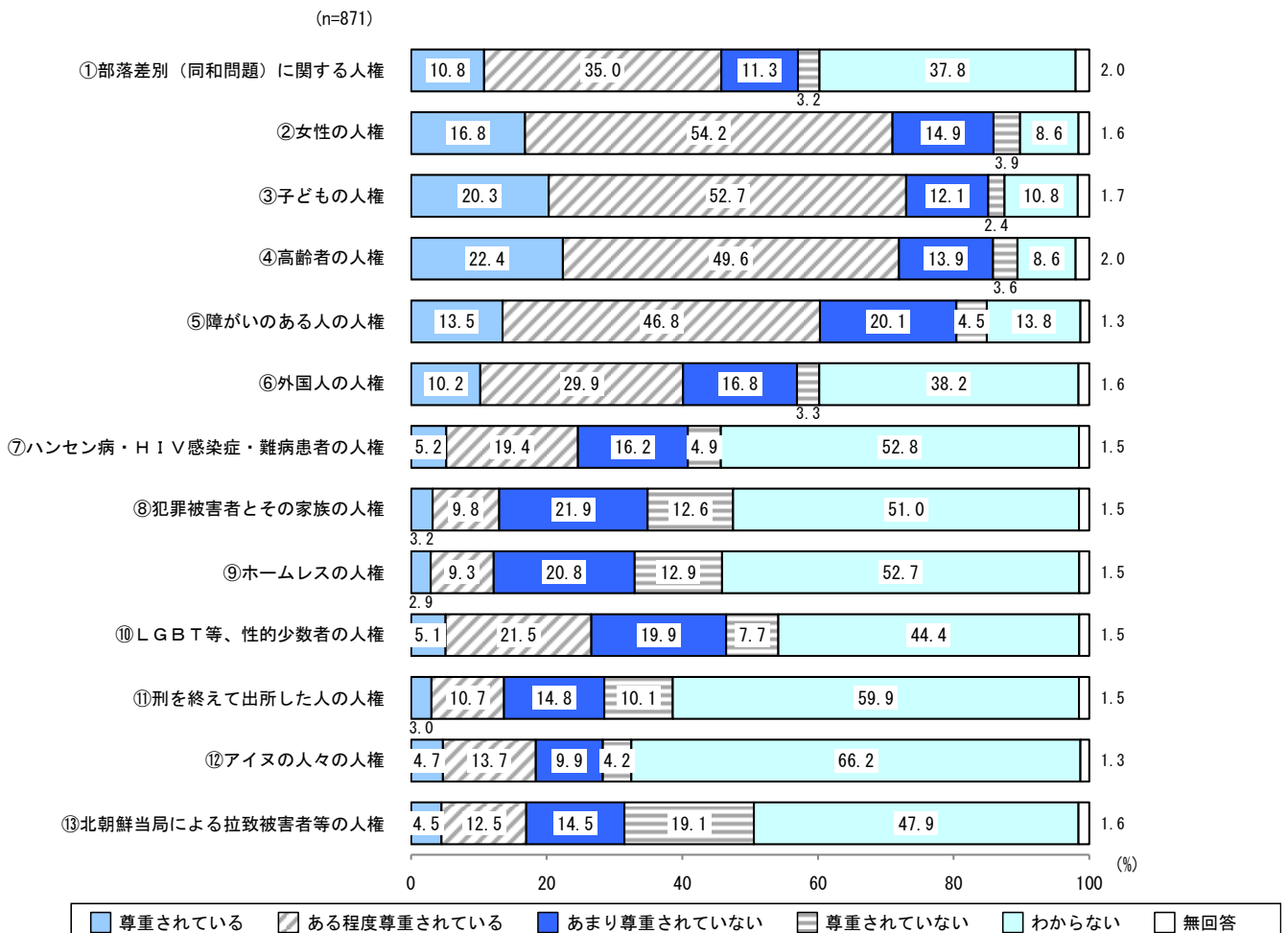


(イ) 市民が尊重されていると考えている人権

市民が尊重されていると思う人権は、「子どもの人権」(73.0%)、「高齢者の人権」(72.0%)が上位となっています。一方、尊重されていないと思う人権は、「犯罪被害者とその家族の人権」(34.5%)が最も多く、次いで「ホームレスの人権」(33.7%)となっています。「ハンセン病・H I V感染症・難病患者の人権」や「犯罪被害者とその家族の人権」「ホームレスの人権」「刑を終えて出所した人の人権」「アイヌの人々の人権」については「わからない」が5割を超え、これらの人権に対する関心や理解度が特に低いことがわかります。(図2)

また、若年層の方が高齢層に比べ「尊重されている」と思う割合が高い傾向がみられ、特に「L G B T等、性的少数者の人権」「刑を終えて出所した人の人権」で世代間の差が大きくなっています。(P 7 2・参考図1)

図2 市民が尊重されていると考えている人権



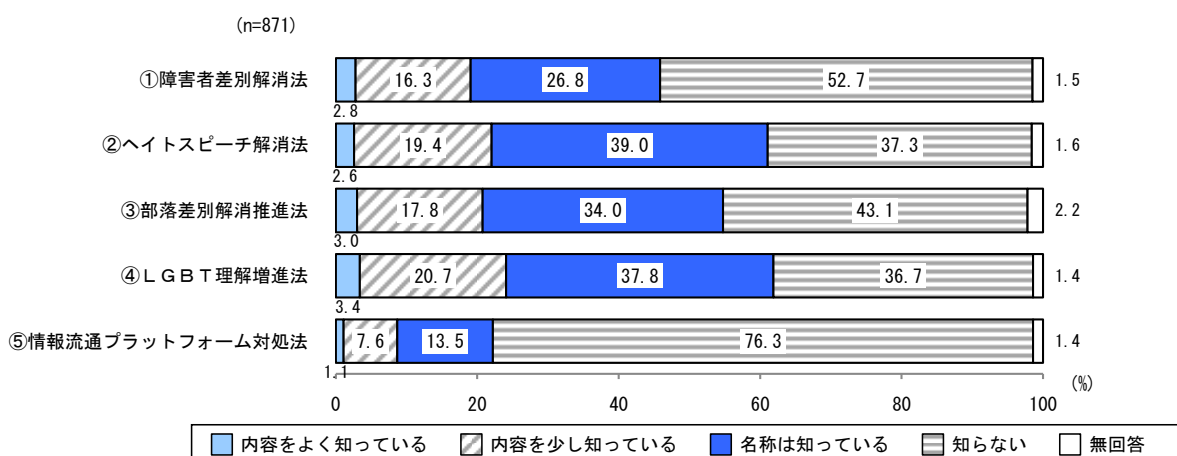
人権は、全ての人々が生まれながらにして持ち、誰からも侵されることのない基本的な権利です。様々な形で存在する人権課題が自分自身にとって身近なもの、身近でないものに関わらず、少しでも関心を高め、どの人権も等しく守られるべきものであると認識を深めるための取組が重要です。

(ウ) 人権に関する法律の認知度

質問で取り上げた人権に関する5つの法律のうち、「LGBT理解増進法」(61.9%)の認知率が最も高く、理解度を問わず内容を知っている割合も24.1%と、5つの法律の中で最も高くなっています。一方、「情報流通プラットフォーム対処法」は76.3%が名称も知らないと回答し、認知率は最も低くなっています。(図3)

法律は、社会秩序を維持し、国民の権利と自由を守るために制定されるルールであり、遵守することは当然のことです。これまで人権に関して様々な法律などが定められてきたことの背景や意義・目的に対する理解を深めることも大切です。

図3 人権に関する法律の認知度

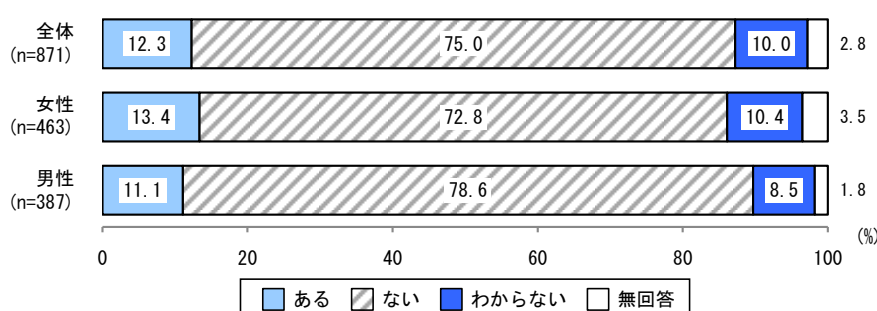


(エ) 人権侵害を受けた経験

過去5年間に自身の人権を侵害されたと感じたことがあると回答した市民は12.3%に対し、感じたことはないは75.0%となっています。(図4-1)

人権を侵害されたと感じたことがあるとの回答は、男女間で差は小さく(図4-1)、年齢別では特に30~39歳で高くなっています。(P73・参考図2)

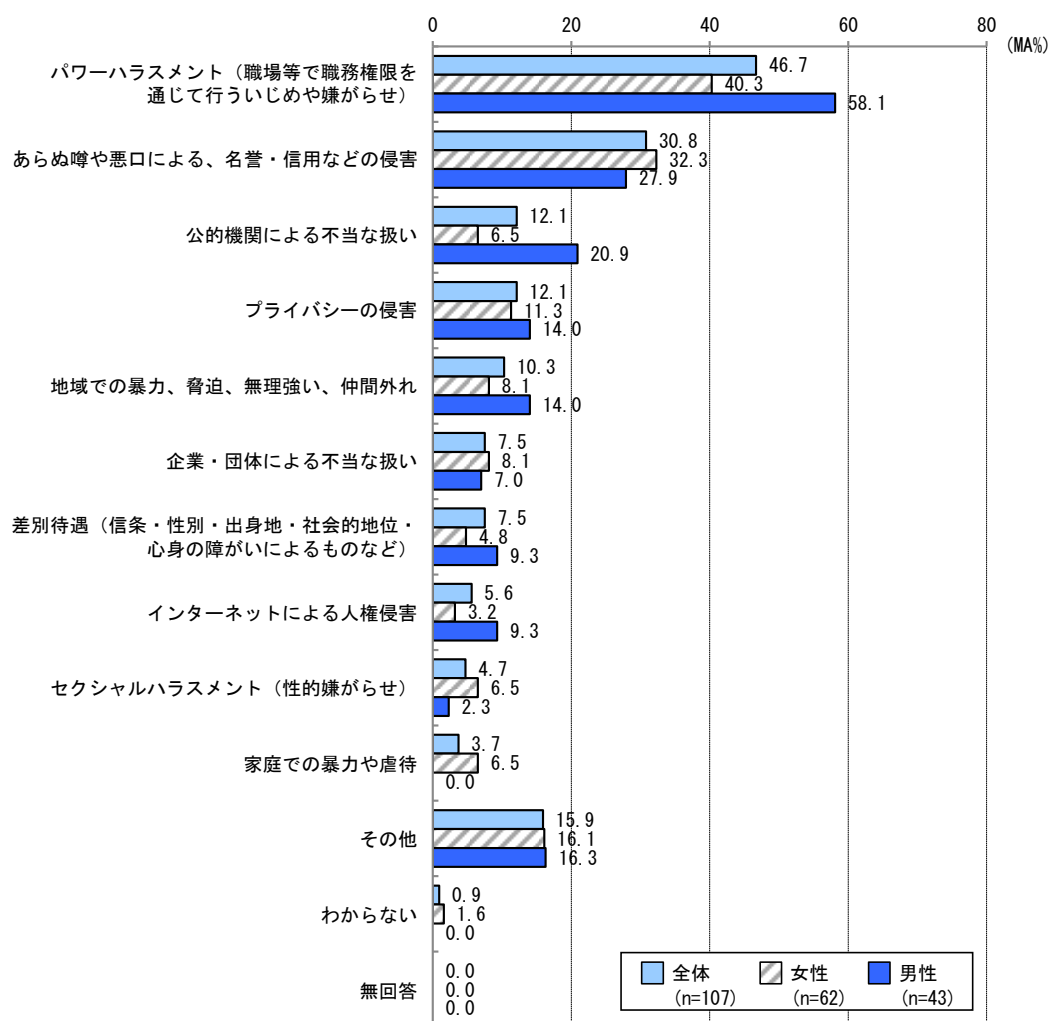
図4-1 過去5年間に自身の人権を侵害されたと感じた経験の有無(性別)



人権侵害の内容は、「パワーハラスメント（職場等で職務権限を通じて行ういじめや嫌がらせ）」（46.7%）が最も多く、次いで「あらぬ噂や悪口による、名誉・信用などの侵害」（30.8%）となっています。（図4-2）

性別では、複数の項目で男性の割合の方が女性よりも高く、特に「パワーハラスメント（職場等で職務権限を通じて行ういじめや嫌がらせ）」は17.8ポイント、「公的機関による不当な扱い」は14.4ポイントと大きな差がみられました。（図4-2）

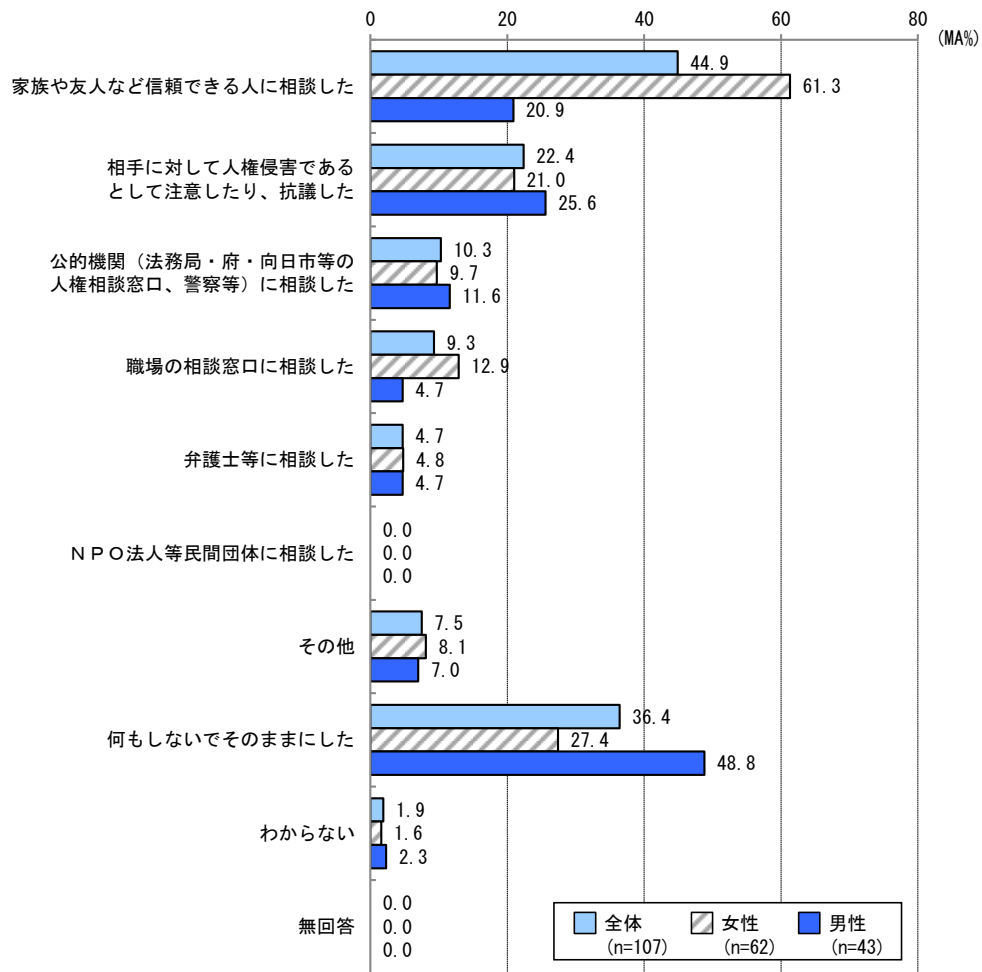
図4-2 人権侵害の内容（性別）



人権侵害を受けたと感じた際の対応として、「家族や友人など信頼できる人に相談した」（44.9%）が最も多く、次いで「相手に対して人権侵害であると注意したり、抗議した」（22.4%）、「公的機関（法務局・府・向日市等の人権相談窓口、警察等）に相談した」（10.3%）となっています。一方、「何もしないでそのままにした」が36.4%と約3人に1人であり、男性の割合が女性に比べ21.4ポイント高くなっています。また、男性では「家族や友人など信頼できる人に相談した」の割合が女性に比べ40.4ポイント低くなっています。（図4-3）

相談することにより問題の解決につながることも少なくないことから、ひとりで抱え込まず相談することの大切さの周知とともに、誰もが相談できる（しやすい）環境づくりが重要です。

図4-3 人権侵害を受けたと感じた際の対応（性別）

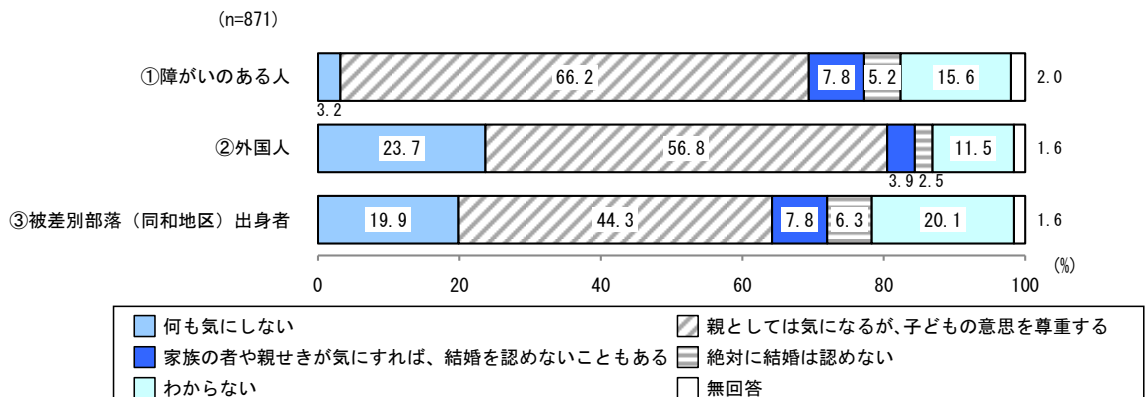


(オ) こどもの結婚相手の判断条件

こどもがいると仮定した場合のこどもの結婚相手が「障がいのある人」「外国人」「被差別部落（同和地区）出身者」のいずれも「何も気にしない」「親としては気になるが、子どもの意思を尊重する」を合わせた結婚に同意するとの意見が6～8割となっています。

(図5)

図5 こどもの結婚相手の判断条件

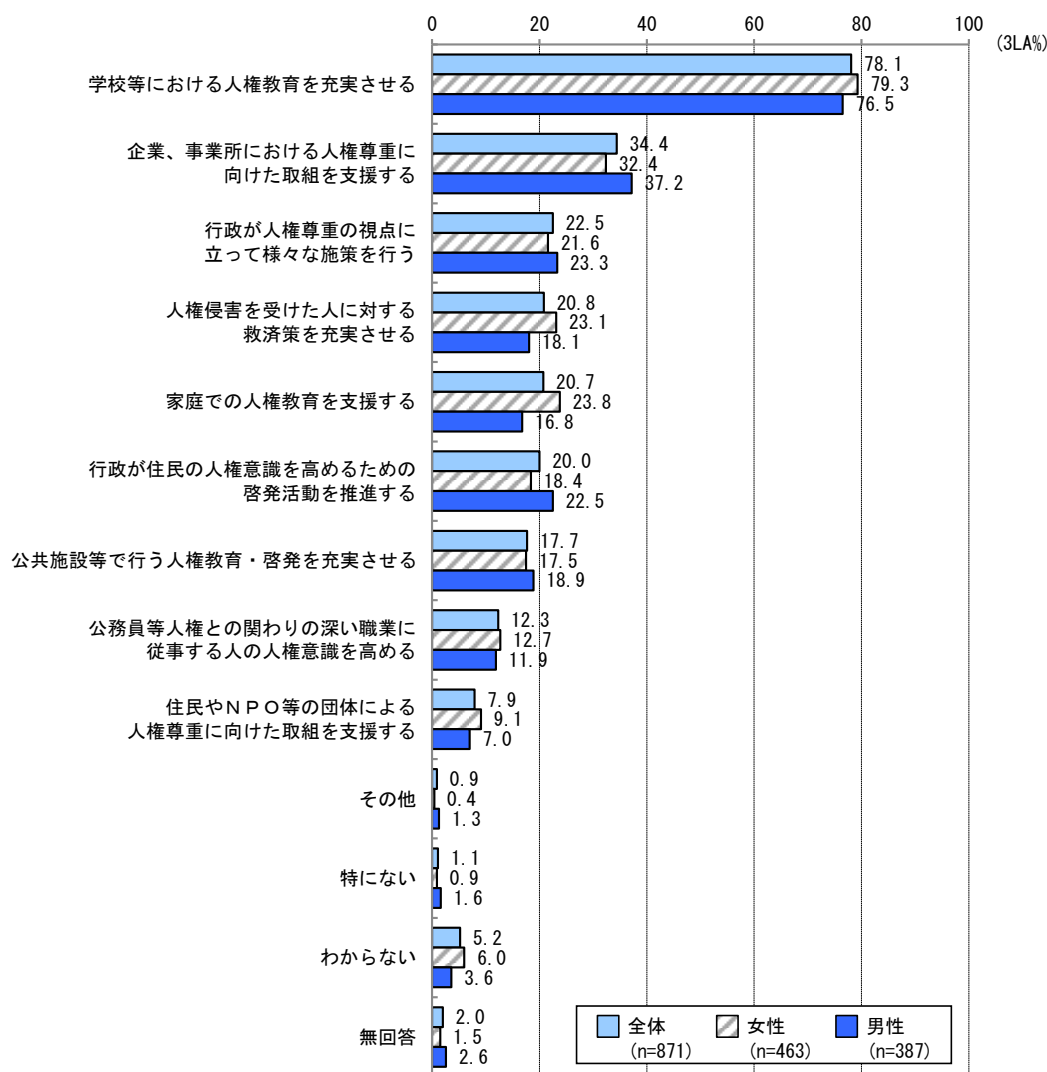


(カ) 人権が尊重される社会づくりに向け必要な施策

「学校等における人権教育を充実させる」(78.1%)が最も多く、次いで「企業、事業所における人権尊重に向けた取組を支援する」(34.4%)、「行政が人権尊重の視点に立って様々な施策を行う」(22.5%)となっており、学校や職場等での人権教育が重視されています。(図6)

性別では、女性の方が男性よりも「家庭での人権教育を支援する」が7.0ポイント、「人権侵害を受けた人に対する救済策を充実させる」が5.0ポイント高くなっています。(図6)

図6 人権が尊重される社会づくりに向け必要な施策(性別)



2 計画策定の趣旨

人権とは、全ての人間が人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない最低限の権利のことをいいます。この権利は、全ての人々に平等に、永久にあるべきものであり、日本国憲法において「基本的人権」として保障されています。

また、人権は長い歴史の中で、自由と平等を求める多くの人々の不断の努力によって、獲得・確立されてきたものです。

社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において人間らしく生きるために欠かすことのできない権利を守り尊重されるよう、本市では、国の人権教育・啓発推進法を踏まえ、2006年(平成18年)に「向日市人権教育・啓発推進計画(第1次計画)」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、少子高齢化や高度情報化、国際化・グローバル化の進展、経済格差の拡大など、社会情勢や国際情勢の変化に加え、人々の意識の変化も相まって、人権を取り巻く新たな問題が顕在化するとともに、多様化・複雑化しています。このような状況を受け、2016年(平成28年)3月に第1次計画を改定し、「第2次向日市人権教育・啓発推進計画(第2次計画)」を策定し、人権問題を正しく理解・認識するための総合的な人権教育・啓発の取組を推進してきました。

近年、SNSなど、インターネットを介した誹謗中傷や「部落差別(同和問題)」に関して特定の地域を被差別部落(同和地区)であると指摘するような投稿による人権侵害をはじめ、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、少数派であるために興味本位で見られたり、職場や学校で嫌がらせやいじめを受けたりするなどの性的マイノリティに対する人権侵害、こどもへの虐待行為、様々な場面や関係性におけるハラスメントの発生など、社会情勢や人々の価値観の変化などを背景に多種多様な人権侵害が発生しています。

多様化・複雑化する人権を取り巻く状況の中で、全ての市民が幸福を実感できる社会を実現するためには、人権尊重の精神の確立と全ての人々が共生できる社会の実現に向けた取組が一層求められます。

このような趣旨のもと、第2次計画を改定し、「第3次向日市人権教育・啓発推進計画」(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

本計画に基づき、一人ひとりが人権問題を自分自身の問題として受け止め、日常生活において学習を深めるとともに、より多くの人々に働きかけて問題意識を喚起し、全ての人々の人権が尊重される豊かなまちを実現できるよう取り組んでいくものです。

3 計画の性格・位置付け

本計画は、人権教育・啓発推進法第5条の規定を踏まえ、本市における人権教育及び人権啓発に関する施策を行うため、必要な事項を定めるものです。

【人権教育・啓発推進法から抜粋】

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

本計画は、ふるさと向日市創生計画に定める「互いの人権を認め合うまちづくり」に向けた方針を、総合的、計画的、かつ具体的に推進するために、中期的な視点に立った人権施策の基本的な方向を示すものであり、様々な個別の人権問題の解決に向け、適切な施策を推進するための指針でもあります。

また、本市が策定している分野別計画を進める場合、並びに今後新たな計画を策定、既存の各種計画の見直しを行う際には、本計画の趣旨を尊重し整合性を図ります。

さらに、本計画は、市民や企業（事業者）、各種団体との協働により実現を図るためのガイドラインでもあり、市民生活や企業（事業者）・団体等の活動の中で、一人ひとりが人権尊重の考え方を踏まえ、自主的に協力し合って取り組むように働きかけを行っていきます。

4 計画の期間

本計画の目標年次は、2035年度(令和17年度)までとします。

計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

5 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、2024年度(令和6年度)に、市民の人権に関する意識や人権学習の取組などを把握することを目的に、「向日市人権教育・啓発推進計画に関する市民意識調査」を実施しました。

市民意識調査の結果や近年の様々な人権問題を取り巻く状況などを踏まえ、本計画の原案を作成し、推進本部会議並びに幹事会、人権擁護委員で構成する監修会議において協議を重ね、計画の成案としました。

なお、本計画案については、2026年(令和8年)1月から2月まで、パブリックコメントを実施し、市民の意見を募集しました。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

計画策定の趣旨で述べたとおり、「人権」とは、全ての人々が生まれながらにして持っている幸せに生きるための権利で、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

本市において、人権が尊重され差別がないまちづくりを推進するためには、市民それぞれが人権の意義を正しく認識し、市民一人ひとりが「人間の尊厳」を持つかけがえのない存在として意識し行動することが必要です。

そのため、本計画では、次の基本理念を根底に据え、市民一人ひとりが互いにかけがえのない存在として、各人がもつ「自分らしさ」を十分発揮し豊かな心が育まれ、全ての人の人権が尊重される差別のないまちの実現に向け各種人権施策に取り組んでいきます。

【基本理念】

一人ひとりがかけがえのない存在として互いに思いやり、
全ての人の人権が尊重される、差別のない社会の実現

2 計画の目標

市民一人ひとりの人権が尊重され差別がない社会づくりに向けて、全ての人々が、人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけて行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根づいている「人権という普遍的文化が構築された社会を実現する」ことを目指して取り組むことが必要です。

人権施策を推進するにあたり、本計画では、「人権という普遍的文化が構築された社会の実現」を目標とし、その達成に向け、市民をはじめ、地域や学校、事業者、関係団体等関係者の連携のもと、人権教育・啓発に関する施策や人権侵害による被害者の保護・救済を総合的かつ効果的に進めていくこととします。

3 計画の視点

本計画における人権教育・啓発は、人権意識の高揚を図るために実施してきた向日市における人権教育や啓発活動、並びに「向日市行動計画」及び「向日市人権教育・啓発推進計画」の取組の成果も踏まえ、次の点に留意して推進します。

【計画推進のための視点】

① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

誰もが自分らしく生きていくことができるための態度や技能を身につけることができるとともに、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力を伸ばすための取組を推進します。

また、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がい等により不当に差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にしたい取組を推進します。

② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

一人ひとりの人権を守るためには、人と人がつながり支え合うことが大切であり、お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取組を推進します。

また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができなければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえることができるよう取組を推進します。

③ 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。市民が、それぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法を取り入れることなどにより、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取組を推進します。

④ 自分のこととして身近な問題から考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が市民一人ひとりの生活と深く関わり、自分自身の課題として捉えるべきものであるという認識を深め、地域、職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身につけることができるよう取組を推進します。

また、これまで育まれてきた伝統や文化等については、様々な生活の知恵などとして伝えていきたいものも多くありますが、私たちが当然のこととして受け入れてきた風習などの中にも、人権尊重の視点を取り入れることが重要です。

第3章 人権教育・啓発に関する具体的施策

1 人権尊重意識を育む教育・啓発の推進

本計画においては、人権教育について、国連の定義を引用し、「人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」としており、本計画で用いる人権教育・啓発も同様の意味として用いています。

一般的に「教育」「啓発」といっても、使われる場面によって重なり合う部分があり、この両者は明確に区分されるものではありませんが、効果的な方策を各実施主体に提案する実践的な観点から、必要に応じて人権教育と人権啓発を使い分ける場合があります。

その場合、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」をいい、人権啓発とは、「市民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する市民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」をいいます。

市民意識調査の結果から市民の人権教育・啓発への関わり状況をみると、ここ5年間に人権問題に関する研修会や講演会等の行事に「参加したことがある」割合は12.1%に対し、「参加したことがない」が83.8%で、参加率は低くなっています。（図7-1）

しかし、研修会や講演会等に参加した人で、人権や人権問題に対する理解・認識が「深まった」（88.6%）との回答が多く、このような教育・啓発は一定の効果があるものと考えられます。（図7-2）

図7-1 人権研修等への参加状況（性別）

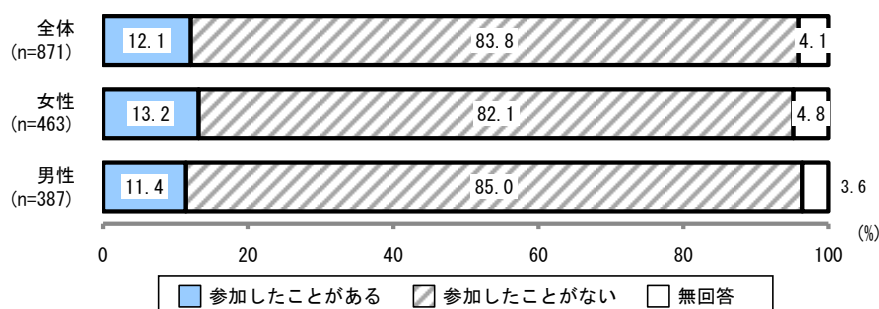
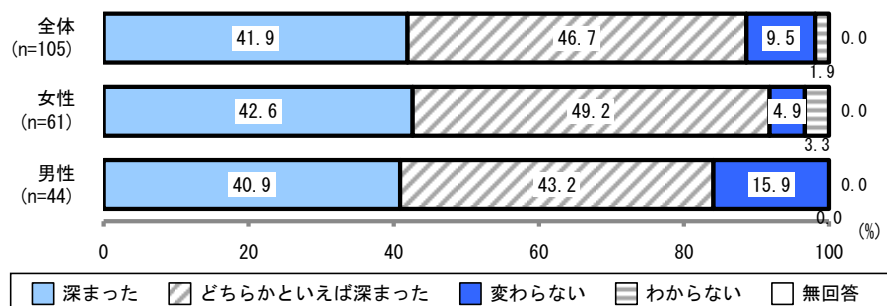


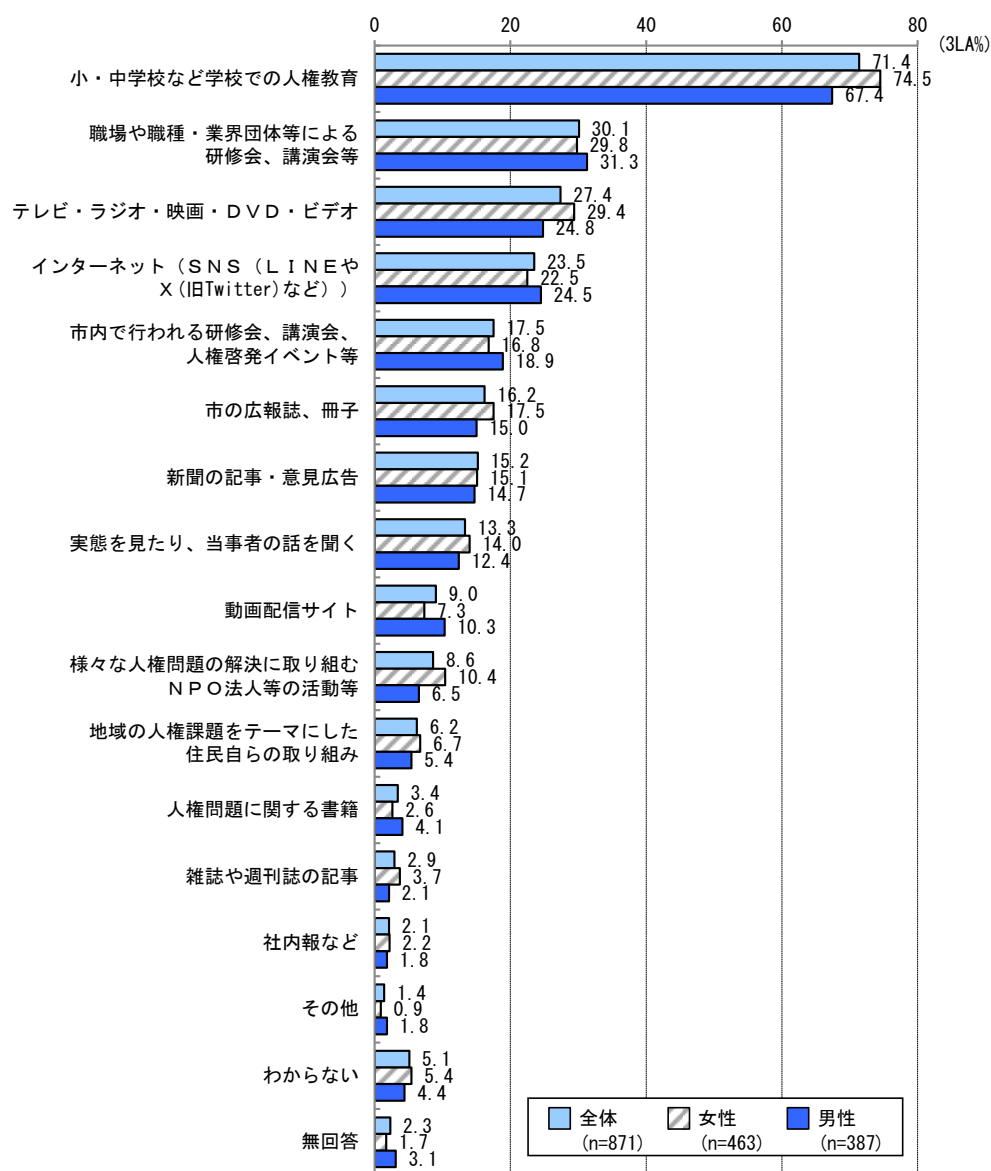
図7-2 人権啓発に関する行事への参加による人権や人権問題に対する理解・認識の深まり状況（性別）



また、人権問題について理解や認識を深めるために効果的な手法として、「小・中学校など学校での人権教育」(71.4%)が最も多く、次いで「職場や職種・業界団体等による研修会、講演会等」(30.1%)となっています。(図7-3)

年齢が低いほど「インターネット(SNS(LINEやX(旧Twitter)など))」「動画配信サイト」などオンライン上での対応が効果的であるとの回答が多くなっています。(P74・参考図3)

図7-3 人権問題について理解や認識を深めるために効果的な手法(性別)



人権教育・啓発には、幼少期から、系統立てた人権学習を通じて差別をしない心や人権の大切さを教える取組を継続していくこと、さらに、人権の意義や重要性を単に知識として得るだけでなく、その取組により日常生活の中で、人権尊重の視点に立った行動や態度となって現れることが重要です。一方、学齢期以降においてSNSなどの情報媒体と接触したり自ら発信したりする機会が増えていくことで差別意識や偏見を生み出したり助長されたりすることがないように、生涯を通じた人権教育や啓発により、人権侵害となる行為について理解し、自身を含め一人ひとりがその行為をなくしていくことが求められます。

市民一人ひとりが、様々な人権問題について理解を深め、その解決を自らの課題として認識するとともに、差別を見抜き、差別をなくす実践力を高めるため、家庭、学校、地域社会、職場などのあらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進します。

(1) 人権教育の推進

人権教育は、自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育活動です。

国及び京都府の人権教育の取組を踏まえながら、多様な人権問題の解決を目指す力を育むため、様々な場において人権教育の推進を図ります。

① 就学前教育（幼稚園・保育所・認定こども園）

幼児期のこどもたちが、安定した情緒のもとで発達に必要な体験を重ね、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、一人ひとりの自己肯定感を高められるよう、こどもたちの主体的な活動を促しながら、よりよい教育・保育環境を創り出します。

また、幼児期のこどもたちが遊びや地域の人々とのふれあい・交流を通して、互いに違いを認め、助け合う心や思いやりの心を育てるとともに、家庭・地域との連携を強化し、こどもたちの健やかな成長を促します。

就学前教育・保育の従事者についても、人間性豊かな成長を目指して人権意識を培う教育を進めることができるよう資質の向上を図ります。

② 学校教育

学校では、2008年(平成20年)に国が公表した「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」に示す人権教育の目標並びに取組の視点を踏まえ、発達段階に応じて、児童・生徒が人権の意義・内容について理解を深め、互いの人権を尊重し合い「自分の大切さとともに他人の大切さを認めること」ができるように育成し、「いじめ」などあらゆる人権侵害を許さない態度や実践力を育む教育を目指します。そのため、様々な体験活動を学習の中に取り入れ、自ら学び、自ら考え、主体的に取り組む意欲と姿勢を培います。

また、各個人の能力を十分に伸ばさせながら、自己実現を図ることができるよう支援します。さらに学校では、学校や地域の実情、児童・生徒の生活実態や人権意識などを的確に把握し、教育の全領域に位置付けた人権教育計画に基づき総合的に人権教育に取り組みます。併せて、開かれた学校づくりの観点から、家庭や地域と連携した人権教育に取り組みます。

また、教職員自らが、豊かな人間性を育み、こどもをより深く理解した上できめ細かい教育に携われるよう人権研修を推進します。

③ 家庭

家庭では、こどもたちに豊かな情操や思いやり、命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育み、また、こどもたちが基本的な生活習慣を身につけ、豊かな感性や情操を育むことができるよう、家庭の教育力の向上を図ります。

また、幼少期から家庭がこどもの人権感覚を培う場となるよう、保護者への学習機会や情報提供を行うとともに、こどもが発する意見に積極的に耳を傾け、その声を尊重することや、固定的性別役割分担を解消し、男女が共に家事・育児を担うなど、多様な生き方を認め合う

家庭づくりに向けた啓発を推進します。

さらに、子育てに関する不安や悩みを抱える保護者が孤立することのないよう、相談・支援体制を充実し、こどもの権利が家庭の中で守られ、安心して成長できる環境づくりを推進します。

④ 地域社会

人権尊重の意識は、主として家庭や地域における人間関係の中で培われることから、人権に関する地域での学習機会の一層の充実を図るとともに、人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において実践できる人権感覚を養い育む教育を推進します。そのため、人権尊重の理念のより一層の普及を目指し、人権擁護委員をはじめ、自治会や民生委員・児童委員、PTA、ボランティア活動団体、NPO法人等との連携を図り、地域の実情に応じた教育活動を行います。

また、学校教育との連携を図りながら、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むため、ボランティア活動等をはじめとする多様な実践活動や体験活動、高齢者や障がいのある人、性的指向・性自認で悩む人、人権侵害の被害を受けている当事者などとの交流を通じ、人権尊重の意識を醸成する機会の充実に努めます。

さらに、生涯学習の拠点となる公民館等の社会教育施設などでは、市民の様々な学習要求に対応した活動が行われており、これらの活動を学習の機会として捉え、人権意識の高揚と人権感覚の育成につなげていきます。

⑤ 企業（事業者）

近年、企業（事業者）では、長時間労働による過労死をはじめ、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等のハラスメント（嫌がらせ）、不当な差別などの人権問題がメディア等で大きく取り上げられることがあります。

これらの問題への対応は企業（事業者）の価値に大きく関わり、「人権」の観点から企業（事業）活動を見直そうとの動きが国内外において高まっています。企業（事業者）では、職場における人権尊重の原則が守られるよう、実態に応じて自主的、継続的に従業員等関係者に対する教育・啓発活動を展開することが求められます。また、企業（事業者）が自社事業に関わる全ての従業員（正社員のほか、契約社員、派遣社員、アルバイト・パート社員等を含む。）の人権はもちろんのこと、取引先の従業員、また、顧客・消費者や事業活動が行われる地域の住民等、自社の活動に関わる全ての人の人権リスクを調査・特定し、防止及びトラブルを対処する取組である「人権デュー・ディリジェンス」の推進が求められます。

引き続き、企業（事業者）に対する人権教育・啓発活動の働きかけに努め、更には人権研修の促進を図るとともに、商工会等との連携を一層強化するなど、企業（事業者）における人権教育・啓発を促進します。

(2) 人権啓発の推進

人権啓発は、市民の間に人権尊重の理念を普及させ、それに対する理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動です。人権啓発により、問題や課題に対する気づきや学び、人権侵害や差別をなくすための行動化を促すことだけでなく、市民一人ひとりが人権(権利)の主体としての自覚を高めていくことを目指すものです。

そのため、市民一人ひとりが自分自身の課題として、人権尊重の理念に対する正しい理解を深められるよう、あらゆる媒体を活用し、効果的な啓発活動を推進します。

① 啓発の内容

(ア) 人権を身近に考えることができる啓発

市民一人ひとりが人権尊重の考え方を正しく理解し行動へとつなげていけるように、人権啓発が行政等からの一方的な情報提供等ではなく、市民の理解と共感を得、人権を身近に考えることができる啓発を推進します。

(イ) 互いの違いを認め合い尊重し合うことの大切さを学ぶ啓発

人権に関する基本的な知識を習得するための啓発だけでなく、自他の生命の尊さや一人ひとりがそれぞれの違いを認め合い、尊重し合うことの大切さを訴えかける啓発を推進します。また、啓発の実施にあたっては、対象者に応じてわかりやすい事例を用いる方法や、市民が自主的に参加できる方法など興味を持って学び、印象に残る啓発に努めます。

(ウ) 日常生活の中で人権尊重の態度や行動などが実践に結びつく啓発

人権尊重の理念が頭の中で理解できたとしても、それが日常生活において、自らの態度や行動として自然と現れなければ、真の意味での人権尊重の社会の実現につながりません。

様々な人権問題を自分自身のこととして真摯に受け止め、考える力を養うとともに、人権問題への積極的な関心や態度、行動などが日常生活の中での実践に結びつく啓発を推進します。

② 啓発の方法

(ア) 対象者の発達段階や理解度に応じた啓発

啓発は、幼児から高齢者までの幅広い層を対象としています。啓発を効果的に進めるため、様々な機会を捉え、対象者の発達段階や理解度に合わせた内容や表現に創意工夫した啓発活動を推進します。

(イ) 多様な情報メディア等を活用した啓発

従来から実施している広報誌やチラシを用いた啓発に加えて、ホームページ、SNSなど各種情報メディアを通じた情報発信は、市民が自宅等において身近に情報に触れ、また幅広く啓発を行うことができるという点で効果的と考えられます。それぞれの情報メディアの特性を考慮しながら、市民に人権啓発に関するイベントや研修会・講演会等への参加の呼びかけなど、広く情報発信を行います。

(ウ) 参加体験型の啓発

市民自らが人権を我が事として考え、日常生活において、自他の人権を尊重する態度や

行動に現れるようにするため、人権侵害の経験のある当事者による講演をはじめ、高齢者や障がいのある人、性的マイノリティの人などとともに学び交流したり、共同学習の場を積極的に設けたりするなど、交流の機会を通じて人権や人権問題への理解を深める機会の提供などの取組を実施します。

(エ) 地域交流を通じた啓発

人権が尊重される社会を実現するためには、高齢者、障がいのある人、外国人を含め全ての人が地域の中で、共に支え合い、助け合いながら暮らし続けることができる社会づくりが求められます。このため、気軽に参加できる地域活動や地域の実情に応じたボランティア活動等への市民の参画を促進し、個性や価値観が異なる人との交流や人権侵害を受けた経験のある当事者との交流などを通じ、人権問題や共生社会について相互に理解を促進する啓発を推進します。

(オ) 企業（事業者）における人権啓発活動の働きかけ

企業（事業者）に対して、採用時における差別や企業活動（事業）におけるハラスメントなどの人権侵害の防止や、人権を尊重した活動を促すための人権研修の実施を働きかけます。

また、人権啓発等に関する適切な情報や資料の提供などにより、企業（事業者）の自主的な人権啓発活動を支援します。

(3) 人権教育・啓発を担う人材の育成及び資質の向上

人権教育・啓発の推進には、日頃から市民一人ひとりが人権問題を自らの問題として捉え、その正しい知識を得るため継続的に学習していくことが重要であり、市民の日常生活の身近なところで、人権教育・啓発の推進者となる、地域に密着した人材の育成が求められます。

地域をはじめ、市民活動や教育現場、企業（事業者）等のあらゆる場において、人権教育・啓発を担う人材を育成し、市民生活に密着した指導者としてその資質の向上に努めます。

また、人権擁護委員や民生委員・児童委員など地域に密着して相談活動を行う人材は、高齢化が進むとともに、担い手不足が深刻化している状況です。地域で人権啓発に関わる担い手の発掘や育成についても市民に理解と協力を求め、人材の確保に努めます。

2 人権に深く関わる職業従事者の人権尊重の資質の向上

人権にとりわけ深い関わりをもつ職業に従事する人は、市民の人権意識の高揚を図るために、より一層人権意識を高め、その職務にあたることが重要です。そのため、市職員、就学前教育・保育関係者、学校教育関係者、社会教育関係者、消防職員、医療・保健福祉関係者などの職業に従事する者は、市民一人ひとりの人権擁護に大きな影響力を持つ立場にあり、その職務の遂行にあたっては常に人権意識を持って臨むことが求められます。

人権侵害に気づける感性と差別をなくす実践力を身につけ、職務を遂行することができるよう、それぞれの職場で行われる人権研修を積極的に受講し、また、それぞれの職場で行われる研修の充実を図れるよう、積極的に情報提供等の支援を行います。

① 市職員等

市職員等はその職務上、市民の人権に深く関与しているため、全ての市職員等が十分な人権感覚を身につけ、常に人権の視点に立って職務を遂行する必要があります。

人権研修の実施などにより、人権問題に関する正しい知識・理解を得ることができるよう引き続き取組を進めます。様々な研修に参加することにより知的理解にとどまるだけでなく、人権感覚を持って問題解決を自らの課題・責務として捉え、職員としての役割を果たすことができるよう個々の資質向上を図ります。

② 就学前教育・保育関係者、学校教育関係者、社会教育関係者

就学前教育・保育並びに学校の教職員は、教育活動を通じて、こどもの人格形成に大きな影響を及ぼすことから、自らの職責を自覚し、人権感覚を高めながら、こどもの発達段階に応じた人権教育を推進することが求められています。そのためには、教職員の人権感覚・人権意識の高揚、人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図ることが不可欠です。こうしたことから、それぞれの幼稚園・保育所・認定こども園、小・中学校等の実態に応じた研修、人権教育の推進や働きかけに努めます。

社会教育関係者は、地域社会をはじめとする社会教育の場において、人権教育に関する学習を積極的に推進する役割を担うことが求められます。そのため、社会教育関連団体と連携して、人権教育を推進していく指導者の育成を図ります。

③ 消防職員

消防職員や消防団員は地域住民の生命、身体及び財産を火災等の災害から守ることを任務としています。そのため、任務の遂行にあたっては、人命の尊重に加えて、被災者や患者の人権の尊重、プライバシーの保護に十分配慮する必要があります。また、近年、各地で災害が頻発し、被災者の中でも特に災害時要援護者への配慮が課題として取り上げられています。様々な人権が尊重されるよう消防関係者の一層の人権教育・啓発が求められています。

消防職員及び消防団員が災害現場において十分に人権尊重を考慮した活動を行うよう、引き続き人権講演会や人権研修会等への参加を促すなど、人権啓発活動への取組に努めます。

④ 医療・保健福祉関係者

医療関係者については、インフォームド・コンセントの徹底や患者の人権・プライバシーに配慮した医療の確保のため、人権に対する理解と人権擁護意識が求められます。患者が安心して、安全で適切な医療を受けることができるようインフォームド・コンセントの徹底のほか、医療の安全管理や医療倫理審査などに係る医療機関における各種委員会では、患者の様々な権利の尊重や個人情報保護に努めるとともに、医療関係者に対する人権教育・啓発の支援に努めます。

少子化や超高齢社会が進展する中、保健福祉関係者の役割はますます重要となっています。直接、子どもや高齢者、障がいのある人やその家族と接し、相談に応じたりサービスを提供したりする保健福祉関係者は、プライバシーの尊重や人権に配慮した対応が求められます。そのため、保健福祉関係者が人権に対する正しい理解と認識のもとで業務を進めていくよう、関係機関と連携を図り、人権問題に関わる研修の一層の充実に努めます。

また、民間施設や介護・福祉サービス提供事業者に対しては、乙訓圏域障がい者自立支援協議会や地域ケア会議、ケース会議等を利用し、高齢者、障がいのある人等の権利擁護のための教育・啓発に努めます。

⑤ メディア関係者

新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、インターネットやSNSを運営する通信事業者は、人権教育・啓発の媒体として大きな役割を果たしている一方で、その情報は、市民の意識の形成や価値判断に大きな影響力を持っています。

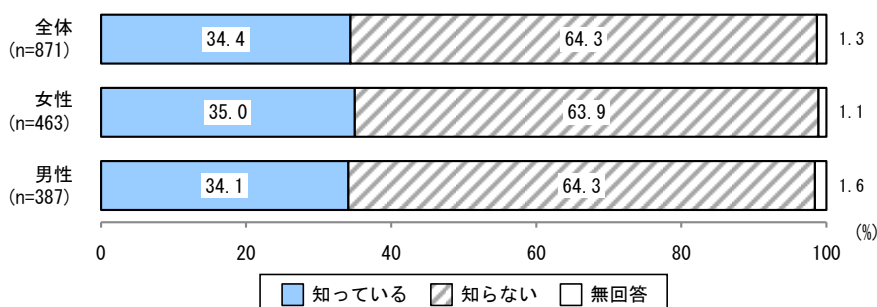
メディア等の関係者は常に人権尊重の視点に立った取材活動や報道、情報発信を行うことが求められています。

常に適正な取材活動や報道が行われるよう、メディア等の関係者に人権への配慮を促します。

3 人権に関する相談支援体制の推進

市民意識調査の結果では、国（法務局や人権擁護委員）をはじめ地方自治体（京都府や向日市）やNPO法人等の民間団体の人権相談窓口を「知っている」割合は34.4%に対し、「知らない」が64.3%と大きく上回り、これら相談機関等に関する情報をわかりやすく市民に伝えていくことが重要です。（図8）

図8 人権相談窓口の認知状況（性別）



また、人権侵害に関する相談については、人権擁護委員による人権相談や京都府・法務局などの関係機関においても対応しています。しかしながら、近年の相談内容の多様化・複雑化などに伴い、より身近なところで気軽に相談できる環境を整えていくとともに、人権侵害の状況に応じ適切な支援ができる体制を充実していく必要があります。

個別の人権侵害に適切に対応するため、人権に関わる各分野における相談・支援機能の充実に努めるとともに、国、京都府、人権擁護委員など関係機関との連携を強化し、総合的かつ効果的な相談・支援を推進します。

また、人権侵害の被害にあう、またはあうおそれのある人を迅速に保護、救済するための取組を進めます。

(1) 相談・支援体制の充実・強化

本市では、市民の悩みごとや女性に関する相談窓口をはじめ、高齢者や障がいのある人に関する相談、就労や生活困窮などの相談窓口を設置しています。これらの相談窓口を利用者が安心して相談できるよう、電話相談や面接相談等の利用しやすい方法をはじめ、プライバシー保護への配慮や、相談者の立場に立ち、寄り添った対応を行うなど、市民が相談しやすい環境を整備・充実します。

また、人権侵害を早期に発見し、確実に救済するため、市民の相談の中に、人権侵害が含まれていないか気づき、支援や救済につなげられるよう、相談に携わる職員の資質の向上に努めます。

一方、相談内容により本市だけで解決が困難な人権侵害事象の場合は、京都地方法務局、京都府の関係機関、医師会、社会福祉協議会など専門機関と本市が連携し、解決に向けて適切な対応を行うことができるよう支援体制の強化に努めます。

(2) 人権侵害の予防に向けた取組の推進

自らの人権を守ることが困難な状況にある市民については、相談窓口から個別の施策や人権救済のための機関へつなぐなど、内容に応じて積極的かつ柔軟な対応を図ることで、市民の人権や権利を脅かすような事象が発生しないよう予防に向けた取組を推進します。

また、市が実施する調査を活用し、人権問題に関する市民意識を把握するなど、関係部署と連携しながら問題把握に努めます。

(3) 救済に向けた連携体制の充実

人権侵害や差別事件が起きた場合には、京都府をはじめ、京都地方法務局や人権擁護委員、京都府警などと連携を図りながら、事件の処理や被害者の救済に向けて迅速かつ適切な対応を行います。

また、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）や虐待等により、緊急に保護を必要とする女性や子ども、高齢者、障がいのある人については、京都府家庭支援総合センター（女性相談支援センター）や京都府男女共同参画センター（らら京都）、NPO法人等と連携を図り、一時保護や自立支援等の取組を進めます。さらに、その他の様々な人権侵害について各分野の専門機関と連携し、相談支援や救済を行います。

多様化・複雑化する人権問題については、迅速で柔軟な対応を行うと同時に、差別や虐待などの人権侵害を受けた被害者を救済することができる仕組みが求められています。

そのため、人権侵害から被害者を救済するための実効性のある人権救済制度を確立するよう、関係自治体と連携し、国に対し様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。

第4章 人権に関する個別問題ごとの取組施策

近年、DVや子ども・高齢者・障がいのある人等への虐待をはじめ、職場におけるハラスメント（いじめや嫌がらせ）、SNSでの人権に関わる誹謗中傷など人権侵害は多様化し、性的マイノリティの人権問題など、新たな分野の人権問題が顕在化しています。

人権問題は、個人の存在や尊厳を冒す社会的な問題として、その解決に向けて、重点的に取り組まなければならない行政課題です。

ますます多様化・複雑化する様々な人権問題の解決に向けて、所管課や関係機関が連携の上、取組課題に対し計画的・効果的な施策を推進します。

1 人権に関する課題横断的な取組施策

(1) 情報化社会における人権

【現状と課題】

インターネットやスマートフォン等の急速な普及により、情報の収集・発信の利便性は大きく向上し、その利用が進む一方で、匿名性を悪用し、SNSやウェブサイト、ブログ、電子掲示板に特定の個人や集団等を誹謗中傷する表現が拡散し、その行為による差別の助長、個人情報の漏洩や流用などの人権侵害が増加しています。

こうした中、2003年(平成15年)に「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」が施行され、行政や企業(事業者)に対し、個人情報の適正な取扱いが義務付けられ、2023年(令和5年)から全国統一的な基準が施行されました。

また、インターネット上の人権侵害への法的な対策として、2002年(平成14年)5月に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」が施行され、インターネット上の掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し、被害者救済が図られるようになりました。この法律により、特定個人の権利が侵害されたことが明白な場合などに限り、発信者情報の開示を請求できるようになりましたが、依然として人権侵害はあとを絶たない状況です。このような状況を受け、2024年(令和6年)5月には、この法律の一部が改正され、対応の迅速化、運用状況(削除基準)の透明化を事業者に義務付ける「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(情報流通プラットフォーム対処法)」が施行され、人権侵害の減少が期待されています。

また、2009年(平成21年)4月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、インターネット関係事業者にフィルタリングの提供を義務化するなどの対策が講じられています。

市民意識調査の結果では、インターネットにより現在起きている人権侵害は、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」(87.8%)が最も多く、次いで「SNS(LINEやX(旧Twitter)など)による交流が犯罪を誘発する場となっている」(71.0%)で、以下、「プライバシーに関する情報が掲載されること」(65.7%)、「他人に差別をしようとする

気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること」(63.5%)となっています。(図9-1)

また、インターネットによる人権侵害への対応は、「インターネットを利用するときのルールやマナーについての教育、啓発を推進する」が74.6%と最も多く、次いで「不適切な情報発信者に対する監視、取締りを強化する」が69.1%、「プロバイダ等に対し積極的に削除を求める」が51.3%となっています。(図9-2)

図9-1 インターネットにより現在起きている人権侵害に対する認識状況

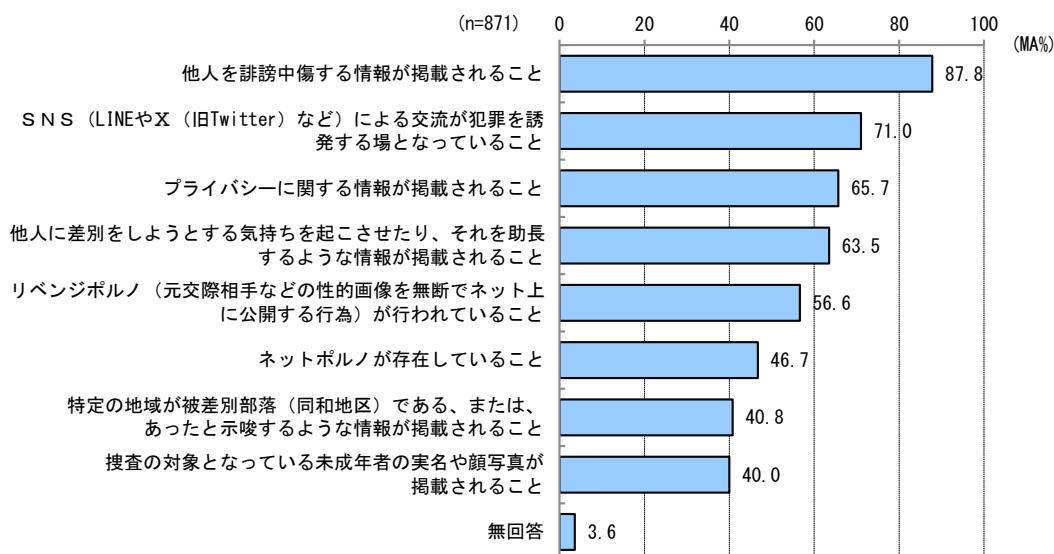
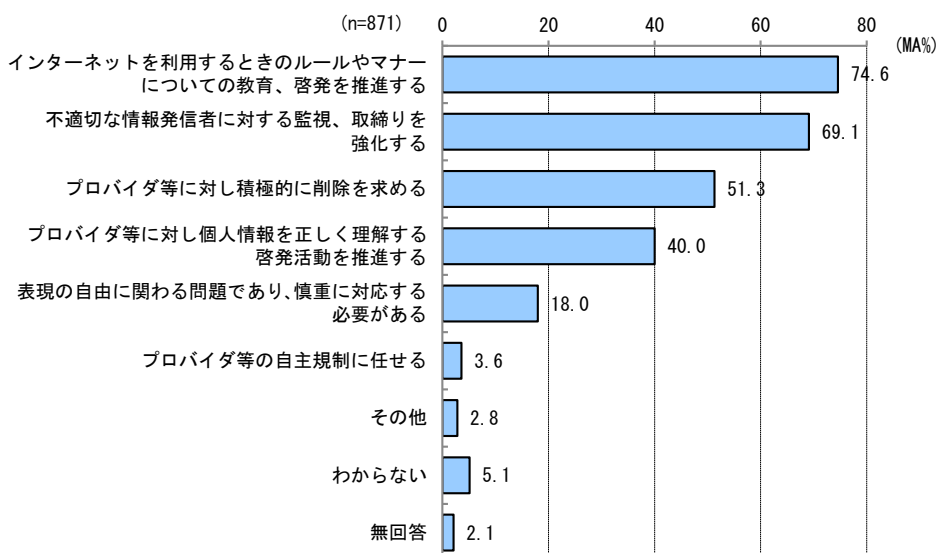


図9-2 インターネットによる人権侵害への対応



インターネットを含む情報通信技術 (ICT) は、今後も高度に進展が見込まれることから、インターネット等を利用する個人一人ひとりがプライバシーや名誉、情報モラルについて正しい理解を深めるための啓発の充実が重要です。

インターネット上での人権侵害や個人情報の流出等に関わる問題に対して適切かつ迅速に対応するため、相談窓口の整備・充実と周知に努める必要があります。

【今後の取組の方向】

市民がインターネットを安心・安全に利活用できるようにするため、次の取組を進めます。

- 法令等に基づき、個人情報、公文書管理の適正な取扱いに努めます。
- 住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害の抑止及び防止を図ることを目的に「事前登録型本人通知制度」のより一層の普及に努めます。
- インターネット利用者やプロバイダなどに対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を更に深め、インターネットリテラシーを醸成するための教育、啓発活動を推進します。
- 学校教育では、情報に関する学習などでインターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題と、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報モラルやメディアリテラシーなどについて理解を深めるための教育を推進します。
- インターネット上の人権侵害については、速やかにプロバイダ等へ削除依頼ができるよう、法務局、京都府などの関係機関と連携しながら、適切な対応に取り組みます。

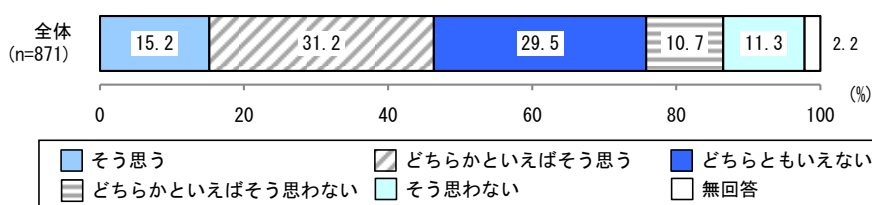
(2) 感染症患者等に関する人権

【現状と課題】

2020年(令和2年)1月頃から拡大した新型コロナウイルス感染症は、外出の自粛をはじめ、多くの社会・経済活動を停止させるなどの影響を与えた一方で、同感染症の患者や患者に関わる医療従事者への偏見や差別、排斥など人権侵害にあてはまる行為が数多く発生しました。自らの感染を避けたいと思う防衛本能が過剰に反応し、偏見や差別につながったものと考えられます。

市民意識調査の結果では、「感染症患者については、感染拡大防止のため、プライバシーの保護などが制限される場合があってもやむを得ない」と思う割合が46.4%と半数近くを占め、そう思わないの割合の22.0%を大きく上回っています。(図10)

図10 「感染症患者については、感染拡大防止のため、プライバシーの保護などが制限される場合があってもやむを得ない」



感染症の患者等については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に、「国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権を尊重しなければならない」「国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者などの人権が損なわれないようにしなければならない」と規定されています。感染症に関する誤った知識や理解不足、偏見、誤解などによる人権侵害を生じさせない取組が必要です。

【今後の取組】

市民の感染症等に対する正しい知識と理解を深め、人権侵害が生じることがないように、引き続き次の取組を進めます。

- 病気や感染症に対し、市民が正しい知識や情報を得、理解を深めるための啓発を推進します。
- 感染者等に対する誹謗中傷等は、人格や尊厳を不当に侵す許されない行為です。絶対に行わないようにすること等の呼びかけや、憶測やデマに惑わされず正確な情報に基づき冷静に行動することなどの啓発活動を推進します。
- 感染症に関する誹謗中傷等の被害にあわれた方が、それぞれの状況に応じた必要な相談ができるよう、相談体制の整備に取り組みます。

(3) 働く人々の人権

【現状と課題】

社会経済情勢の変化を背景に、派遣労働者等の非正規労働者が増加し、そのような人々が安心して生活する権利や働く権利の侵害が社会問題化しています。また、長時間労働をはじめ、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、マタニティハラスメントなど、職場におけるハラスメント（いじめ・嫌がらせ）が増加しています。市民意識調査の結果では、人権侵害をされた経験があると答えた人のうち、人権侵害の内容は、男性の約6割、女性の4割が「パワーハラスメント」と回答しており、また、人権侵害を受けたと感じた際の対応では、男性の約5割が「何もしないでそのままにした」と回答しています。（P8図4-2、P9図4-3参照）

国では、労働者の職務に応じた待遇の確保等のため、2015年(平成27年)9月に「労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律(同一労働・同一賃金法)」が参議院において可決されました。長時間労働の是正については、2018年(平成30年)に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行されました。

また、妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、2017年(平成29年)には「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正施行されました。2019年(令和元年)には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(パワーハラスメント防止法)」等が改正され、ハラスメントへの対策が強化されました。

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できる社会」とされています。その実現のため、企業(事業者)には、これまでの長時間労働を前提とした働き方を見直し、男性の家庭や地域への参画を進めるとともに、子育てや介護など個人の状況に応じた多様な働き方が選択できる環境を整えることが求められます。

【今後の取組】

就労意欲のある人誰もがその能力を十分に発揮でき、全ての働く人の人権が尊重される社会の実現のため、引き続き次の取組を進めます。

- 市内事業者等に対して、ハラスメント防止等に向けた取組をはじめ、人権が尊重される職場づくりに向け、計画的・継続的な研修実施を働きかけます。
- 採用にあたっては、本人の資質・能力に関係のない理由で不利益がない公正な採用選考を行うよう市内事業者等への意識啓発を行います。
- 就職の機会均等が図られるよう高齢者や障がいのある人等に対する就労支援に努めるとともに、市内事業者等への啓発に取り組みます。
- 市で実施している「男性のための相談」をはじめとする各種相談事業が活用されるよう、相談事業の周知の充実を進めます。

(4) 自殺対策の推進

【現状と課題】

2006年(平成18年)に「自殺対策基本法」が施行され、その中には自殺対策を総合的に推進することと合わせて、自殺者の親族等に対する支援の充実を図るよう明記されています。基本法の施行以降、わが国の自殺対策は着実に成果をあげてきましたが、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、自殺死亡率については主要先進7か国の中で最も高くなっています。

施行から10年目の2016年(平成28年)には自殺対策を更に強化するため自殺対策基本法が改正されました。また、2022年(令和4年)10月には「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が改定され、こども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組強化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進等が追加され、総合的な自殺対策の更なる推進・強化が掲げられました。

愛する家族を自殺(自死)でなくしたときの遺族など身近な人は、突然の悲観に加え、自責と悔恨の思いで苦悩します。また、社会からの誤解や偏見、不利益を受けてしまう現状があることから、家族がなくなった理由を公にしない遺族も少なくありません。

本市では、2026年度(令和8年度)を初年度とする「第2期向日市自殺対策計画」に基づき、京都府と連携しながら全庁的に自殺対策を推進することが求められています。

【今後の取組】

悩みを抱えた人の孤立を防ぎ、共に生き、共に支え合う社会を実現するため、引き続き次の取組を進めます。

- 支援を必要とする人及び支える人々が、必要な情報を得られるように多くの情報を発信するとともに、市民が抱える悩みや不安が自殺に追い込まれてしまう要因とならないよう各種相談窓口を周知し、必要な支援を受けられるように努めます。
- 市民へ正しい知識や自殺対策の取組を周知することで、自殺対策に関する意識の醸成を図ります。
- 市民をはじめ、関係機関や団体に対するゲートキーパーの養成研修を行い、自殺の危険

を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材を育成し、地域での見守り体制の強化に努めます。

- 市民が自殺に追い込まれることなく安心して生活するためには、こころの健康はもちろん、社会・経済的な視点を踏まえた包括的な取組が必要です。医療、保健、生活、教育、労働等の関係機関のネットワークづくりと、市民と行政と関係機関の顔の見える関係づくりにより、地域全体で支える体制づくりを進めます。
- 関係機関や各種相談窓口が連携した、自殺リスクを抱える人への相談体制の充実を図ります。
- 自死遺族など遺された人への理解の促進を図ります。

(5) 災害と人権

【現状と課題】

近年、わが国では地震をはじめ、台風や大雨などがもたらす災害が各地で多発しています。

過去には、東日本大震災の際の福島第一原子力発電所事故による放射能汚染等の風評被害や、避難所の運営等で女性や高齢者、障がいのある人などの人権への配慮に欠けた事例の発生など、災害時における様々な人権問題が発生しています。

高齢者や障がいのある人、病気を抱える人やけがをしている人、心理的な影響を受けやすい子ども、日本語がわからない外国人など、特に支援や配慮を必要とする人たちの困難さは災害発生時に一層大きくなりがちです。また、避難所運営は男性中心で、女性の視点に欠けている場合が多いことから、避難所という集団生活において女性のプライバシーや安全を確保できない状況にも陥る可能性があります。

近い将来、発生が懸念されている南海トラフ地震では甚大な被害が起こることが予測されるため、災害時に人権が十分に守られる取組を推進していく必要があります。

【今後の取組】

災害時において、それぞれの人の特性やニーズに応じた対応ができるよう、人権尊重の視点に立った防災対策を実施します。

- 防災教育の充実を図るなど、地域防災力の向上に向けた取組を推進します。
- 災害時要援護者（避難行動要支援者）を含む全ての市民が安心して過ごせるよう、きめ細やかな配慮やニーズに応じた支援など適切な避難所運営を図ります。
- 防災に関する施策・方針や防災の現場に男女共同参画の視点を取り入れた取組を推進します。

2 個別の人権問題に対する取組施策

(1) 部落差別（同和問題）

【現状と課題】

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分制度により、一部の人々が、長期間、経済的・社会的・文化的に低い状態におかれることを強いられてきたわが国固有の人権問題です。国では、これまでにこの問題の解決に向けた対策を講じてきましたが、今なお、結婚や就職等、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの事象が発生しています。

1965年(昭和40年)の同和対策審議会答申では、「同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題である。」という認識を示しました。

1969年(昭和44年)の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、33年間に及ぶ特別措置法により施行された対策は、生活環境をはじめとする物的な基盤整備は概ねその目的を達成したとして、2002年(平成14年)3月末をもって終了しました。特別措置法終了後は、現行制度を的確に運用して取組を推進するとともに、教育、就労、福祉等の生活実態上の課題等の解決に向けた取組を進めています。

しかしながら、匿名性と拡散性を利用したインターネット上での差別的な書き込みや全国の同和地区所在地の公開等の事案も依然として発生しており、部落差別（同和問題）の解決を阻む要因になっています。

このような背景から、国では、2016年(平成28年)12月に「部落差別解消推進法」を施行しました。この法律では「現在もなお部落差別が存在する」との認識を明確に示し、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要である」と規定しています。

本市でも、一般施策に移行後、人権尊重社会の実現を目指し、部落差別（同和問題）を人権に関わる重要課題の一つとして取り上げ、総合的な人権施策推進の一環として、部落差別（同和問題）の早期解決を目指した取組を行っています。

市民意識調査の結果では、現在の部落差別（同和問題）の現状について、結婚について差別があるの割合が35.7%で最も高く、次いで「インターネットを介した差別的な情報の拡散」の32.3%となっています。一方、差別はないの割合は「日常の交流や交際」（57.9%）が最も高くなっているものの、差別があるの割合が14.6%あり、また就職について差別があるが20.4%、引っ越しや住宅の購入等に際して差別があるが23.2%と、部落差別（同和問題）をめぐる事象はいまだ存在していると考えている市民は少なくありません。(図11-1)

また、「部落差別（同和問題）は、口に出さずそっとしておけば自然になくなると思うので、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい」と思う割合が27.9%となっています。(図11-2)

図11-1 現在あると思う部落差別（同和問題）

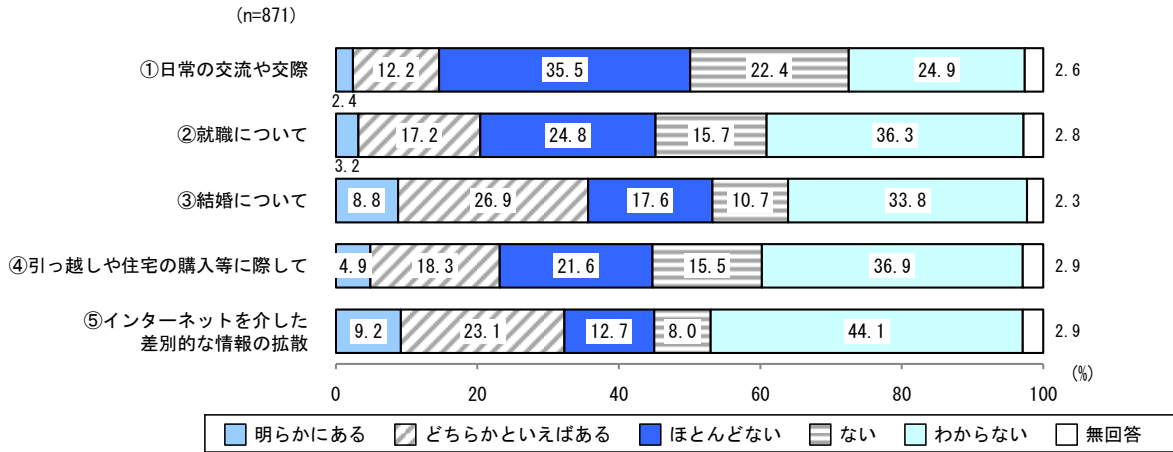
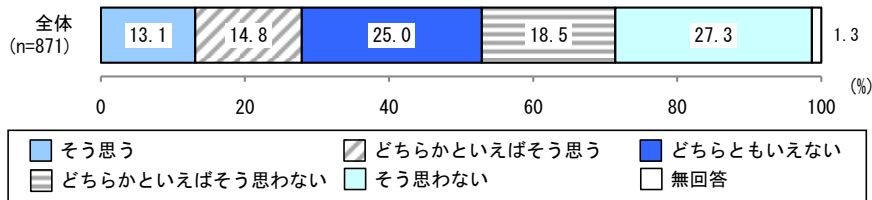


図11-2 「部落差別（同和問題）は、口に出さずそっとしておけば自然になくなくなるので、学校や職場で積極的に学習や研修を行わなくてもよい」



部落差別解消推進法において「現在もなお部落差別が存在する」と明記されているように、部落差別（同和問題）は過去の問題ではなく、今なお存在する現実の問題であることを再認識することが大切です。そのため、市民一人ひとりが部落差別（同和問題）の解決を自らの課題として受け止め、家庭、学校、地域等、あらゆる場において、部落差別（同和問題）に対する正しい理解や関心が高まるよう、より一層の教育・啓発を推進することが必要です。

【今後の取組】

部落差別（同和問題）の解消に向け、引き続き次の取組を進めます。

- 部落差別解消推進法について理解を深めるための啓発活動を推進します。また、あらゆる場を通じて、市民、企業（事業者）・団体等に対して広く周知を行います。
- 部落差別解消推進法第1条に明記された「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」ため、国や京都府と連携を図りながら、本市の実情に応じた施策を講じるよう努めます。
- 部落差別（同和問題）に関する相談をはじめとする人権相談体制の一層の充実を図り、関係団体等と連携を図りながら、相談事項の解決に向けた支援などに積極的に努めます。
- 学校教育及び社会教育のあらゆる場を通じて、差別のない社会を実現するための教育を一層推進します。
- 部落差別（同和問題）に対する無知・無理解・無関心、インターネット上の誤った認識等の解消・解決を課題として捉え、市民一人ひとりが部落差別（同和問題）に対し正しい認識を深め、差別のない社会の実現に向けた啓発に努めます。

- 企業（事業者）や福祉関係施設などにおいて、部落差別に関する人権学習への取組を支援するとともに、関係機関と連携し学習機会を提供するなど充実を図ります。
- えせ同和行為に対しては、被害を未然に防ぐため適切な対応が図れるよう啓発に努めます。

（２）女性に関する人権

【現状と課題】

わが国での女性の人権は、1985年(昭和60年)に「女子差別撤廃条約」の批准によって、1986年(昭和61年)の「男女雇用機会均等法」や1999年(平成11年)の「男女共同参画社会基本法」の施行など法整備が進められるとともに、女性の社会への参画を拡大する「男女共同参画基本計画」が策定され、計画に基づいた取組が進められています。2015年(平成27年)には、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現に向けて、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されました。

しかし、法の下での男女平等がうたわれていますが、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが社会のあらゆる分野に根強く残っており、また政策や方針の決定過程においても、いまだに男女の均等な参画が確保されていない状況にあります。さらには、DVなど、多くの女性の人権に関わる問題が存在します。

世界経済フォーラム（WEF）が世界の男女格差の状況をまとめた「ジェンダーギャップレポート2025」では、調査対象148か国のうち、日本の男女平等の達成度に関する順位は前年と同じく118位で、主要7か国（G7）の中では最下位に位置し、アジアにおいても、依然として男女平等の面で後れをとっている状況です。

一方、DVやセクシュアルハラスメント、ストーカー行為、性犯罪など男女間の精神的、身体的暴力行為による人権侵害についても、依然として重大な社会的問題となっています。

女性に対する性犯罪・性暴力について、2000年(平成12年)に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」が、2001年(平成13年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が施行されました。2022年(令和4年)6月には、AV出演被害の防止を図り、被害者の救済に資するため「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（AV出演被害防止・救済法）」が施行され、2023年(令和5年)3月には、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」が発出され、「相手の同意のない性的な行為は性暴力」であること等の認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力の根絶のための取組や被害者支援を強化することとされました。また、2024年(令和6年)4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）」が施行され、女性本人の立場に寄り添って相談に応じ、様々な機関と連携・協力し、一人ひとりのニーズに応じた包括的な支援を実施することとしています。

本市では、2021年(令和3年)に「第3次向日市男女共同参画プラン」を策定し、性別に関わりなく、男女がその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を継続的に進めています。

市民意識調査の結果から、市民の男女共同参画に関わる意識をみると、「男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児をしたほうがよい」と思う割合は6.3%に対し、性別役割分担を否定する割合は72.2%を占めています。(図12-1)

また、「親の介護が必要になったとき、女性の役割だと決めつけるのはよくない」と思う割合は87.9%となっており(図12-2)、これらの回答をみる限りでは、男女共同参画意識は市民に定着している様子が見えます。

図12-1 「男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児をしたほうがよい」

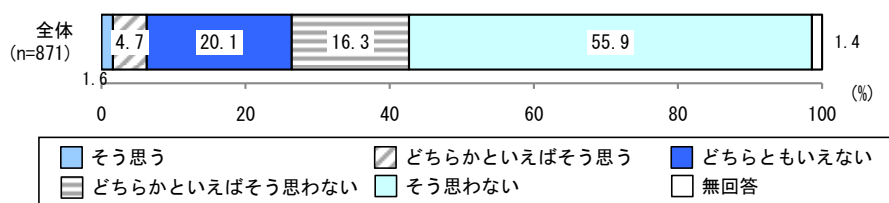
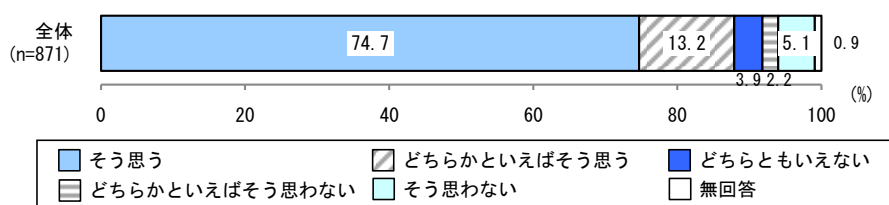


図12-2 「親の介護が必要になったとき、女性の役割だと決めつけるのはよくない」



引き続き、固定的な性別役割分担意識の解消を図り、男女が対等な社会の構成員として、男女間の格差を是正し、あらゆる分野の活動に参画する機会を確保することが求められます。

また、男女が互いに人権を尊重し、性別に関わらず、個性と能力を発揮することのできる社会づくりが必要です。

【今後の取組】

男女共同参画社会を実現するため、次の取組を進めます。

- 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を推進します。
- 各種審議会などの委員への女性の積極的な登用を図り、政策や方針決定過程の場に女性の参画を推進します。
- 男女共同参画推進にあたり、様々な情報の収集やその提供、各種相談、活動に取り組みます。
- DVの根絶に向け、警察や配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携を一層強化し、被害者支援に取り組むとともに、交際相手の暴力(デートDV)についても、若年層の理解が広まるよう啓発を進め、学校においても男女が互いに尊重し合うための教育を推進します。
- 元配偶者や元恋人の裸の写真等をインターネットに流出させるなどの嫌がらせ行為(リベンジポルノ)やストーカー行為(つきまとい)、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等の人権侵害行為についても、人権教育・啓発の推進を通して防止に努めます。
- 社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮、チャレンジを応援するため、関係

機関との連携のもと、女性のチャレンジ支援策の推進や適正な雇用環境の促進に向けた啓発に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、保育・介護サービスの充実など家庭と仕事の両立への支援に努めます。

(3) こどもに関する人権

【現状と課題】

わが国では、1948年(昭和23年)に「児童福祉法」が施行され、1951年(昭和26年)に「児童憲章」を制定し、こどもの人権尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進に関する各種施策を進めてきました。

1994年(平成6年)の「子どもの権利条約」の批准により、こどもを人権主体として尊重し、こどもも同じ独立した人格をもつ権利の主体として捉え、こどもの人権を保障しています。

また、児童買春や児童ポルノ、薬物乱用など、こどもの健康や福祉を害する犯罪や行為が発生するとともに、こどもへの虐待やいじめ等が社会問題になっている状況から、1999年(平成11年)に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春・児童ポルノ等禁止法)」を、2000年(平成12年)に「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」が施行されました。さらに、2013年(平成25年)には、人権侵害につながるおそれのある「いじめ問題」を防止するための「いじめ防止対策推進法」を施行するなど、こどもの人権擁護に努めています。

こうした中、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育くまれる社会の形成に資することを目的に2003年(平成15年)に「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。また、2015年(平成27年)に、こどもの最善の利益が実現される社会を目指すことを目的とした「子ども・子育て支援法」が施行され、幼児教育・保育、地域のこども・子育て支援を総合的に推進しています。

さらに、インターネットやスマートフォンの普及に伴い、SNSを通じた犯罪被害や人権侵害などが深刻化している状況を踏まえ、2018年(平成30年)に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」が改正施行されました。

深刻化する児童虐待の問題に対しては、2019年(令和元年)に「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」等が改正されました。親がしつけに際して体罰を加えることは禁止され、体罰によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体に啓発していくための取組が進められています。

また、2019年(令和元年)には、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)」が改正施行されました。2023年(令和5年)4月には、こどもの権利を保障する総合的な法律である「こども基本法」が施行され、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することとし、こども施策の基本理念のほか、「こども大綱」の策定やこどもの意見の反映などについて定められました。その後、子どもの貧困対策法は、2024年(令和6年)6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(こどもの貧困解消法)」に改正(改称)され、こどもの貧困の解消をはじめ、教育の

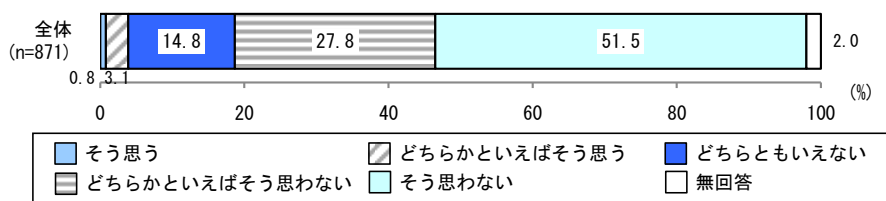
機会均等、次世代への貧困の連鎖の防止等を図ることとされています。

近年、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどもや若者、いわゆる「ヤングケアラー」が社会問題化しています。ヤングケアラーは、家庭内の問題ということで表面化しにくく、支援が十分届きにくいのが現状です。このような現状を踏まえ、国では、2024年(令和6年)6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、「子ども・若者育成支援推進法」を改正・施行し、ヤングケアラーを国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象と明記し、その支援を強化することとなりました。

本市では、少子化及び子育て支援対策をめぐる国の法制度の整備を受けて、全てのこどもたちが健やかに成長できる社会を目指し、「向日市次世代育成支援行動計画」を皮切りに様々な取組を推進し、2025年(令和7年)3月には、「向日市こども計画(第3期向日市子ども・子育て支援事業計画)」を策定するなど、安心してこどもを産み、健やかに育てることができる環境づくりの推進を図っています。

市民意識調査の結果では、「子どもが参加する地域行事を決める際に、大人だけで決めて、子どもの意見を聞かなくてよい」と思う割合は3.9%で、79.3%の大部分の市民は、そう思わないと回答しています。(図13)

図13 「子どもが参加する地域行事を決める際に、大人だけで決めて、こどもの意見を聞かなくてよい」



こどもは、社会において守るべき弱者ではありますが、保護の対象としてだけではなく、権利の主体であるとした「児童の権利に関する条約」(1994年(平成6年)批准)の趣旨を十分踏まえた教育及び啓発を引き続き進めることが重要です。その上で、社会全体で、こども一人ひとりの人権を尊重し、こどもの人権に関する正しい理解と認識を深めるとともに、大人がこども一人ひとりの立場を尊重し、心身ともに健やかに成長できる環境をつくる必要があります。

【今後の取組】

こどもを権利の主体として市民全体で認識できる環境づくりのため、次の取組を進めます。

- こどもは、保護の対象であるとともに、こどもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるという視点に立ち、こどもに関わる全ての人が、こどもの権利についての認識等を深めるための啓発を推進します。
- こどもをめぐる人権に関わる様々な課題の解決に向けて、学校、家庭、地域が連携したきめ細やかな取組を推進します。
- 向日市要保護児童対策地域ネットワーク協議会を中心に、関係機関と連携を図りながら、児童虐待への適切な対応、要保護児童やその家庭への支援を図ります。
- こどもは「将来を担う社会の宝」という視点に立ち、全てのこどもが家族形態や生活

困窮など、生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していくことができる社会づくりに取り組みます。

- SNSなどを通じたいじめや誹謗中傷等を防ぐため、学校での教育や広報等を通じてSNSの危険性や適切な使用についての啓発活動を行います。

(4) 高齢者に関する人権

【現状と課題】

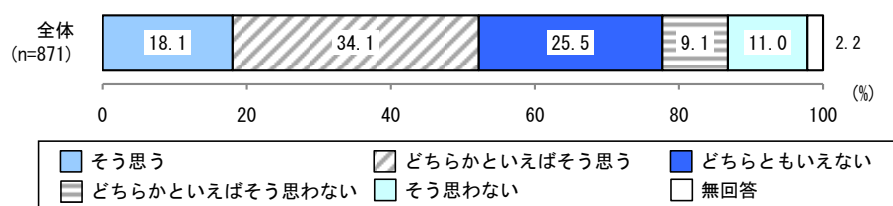
わが国の高齢化は、世界にも例を見ない速さで進んでいます。本市の2025年(令和7年)4月1日現在の65歳以上の高齢化率は27.1%で、市民の約4人に1人が高齢者となっており、本市でも超高齢社会を迎えています。高齢者の急速な増加に伴い、虐待や特殊詐欺等の犯罪など、高齢者の人権を脅かす様々な事象が発生しています。

国では、1995年(平成7年)12月に高齢社会対策の基本事項を定めた「高齢社会対策基本法」を、2000年(平成12年)4月に高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして「介護保険法」を、また2006年(平成18年)4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」をそれぞれ施行し、高齢者の尊厳が守られ、安心して生きがいを持って暮らせる社会の実現に向けた様々な取組が進められてきました。また、近年、認知症の人が増えている現状を踏まえ、2023年(令和5年)6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(認知症基本法)」が成立し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせるように、認知症に関する基本的な考え方を定め、国や地方公共団体の責任を明確にし、認知症対策の計画を立てることとされました。

本市では、2000年(平成12年)3月に「こうふくプラン向日(向日市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)」を策定して以来、3年ごとに見直しを行い、2024年(令和6年)3月には「こうふくプラン向日(第10次向日市高齢者福祉計画・第9期向日市介護保険事業計画)」を策定し、「住み慣れた地域で高齢者がいきいきと安心して暮らせるまち」を基本理念に、高齢者一人ひとりが尊重され、いつまでも健康で生きがいを持ち、住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らせるまちづくりのため、地域包括ケアシステムの深化に向けた取組を進めているところです。

市民意識調査の結果では、「認知症で徘徊する高齢者について、介護者が側にいない場合、鍵をかけて家から出られないようにすることはやむを得ない」と思う割合が52.2%に対し、そう思わないは20.1%と、認知症高齢者の行動を制限することを容認する立場の市民が多くなっています。(図14)

図14 「認知症で徘徊する高齢者について、介護者が側にいない場合、鍵をかけて家から出られないようにすることはやむを得ない」



要介護状態や認知症等になっても、高齢者の尊厳が守られ、可能な限り社会との関わりを持ちながら自立した生活ができるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に参加できる環境づくりに向けた取組が求められます。また、要介護高齢者の介護者の負担を軽減するための十分な支援が求められます。

【今後の取組】

高齢者の尊厳が守られ、その介護者が安心して介護ができる環境づくりのため、次の取組を進めます。

- 高齢者虐待をはじめ高齢者を狙った犯罪など高齢者の人権を脅かす事象や、高齢者の権利を守る取組についての認識等を深めるための啓発を推進します。
- 高齢者虐待の防止、早期発見、早期対応、再発防止のために、高齢者虐待防止ネットワークにおける関係機関との連携を図ります。
- 高齢者を狙った悪徳商法や詐欺などを防止するため、相談・支援に努めます。
- 高齢者の豊かな知識や経験を、就労や地域活動など様々な場において生かしていくための環境づくりを図ります。
- 地域包括支援センターにおいて、生活支援や介護予防などの情報発信が円滑に実施できるよう支援します。
- 認知症等により、財産管理や日常生活に支障がある高齢者を法律的に支援するため、意思決定支援に基づく後見事務の推進、成年後見制度の活用など、権利擁護のための取組を推進します。
- 「こうふくプラン向日（向日市高齢者福祉計画・向日市介護保険事業計画）」に基づく取組を推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

（５）障がいのある人に関する人権

【現状と課題】

国では、2006年(平成18年)に国連が採択した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准に向け、2011年(平成23年)に「障害者基本法」が改正され、障がいのある人に対する合理的配慮の概念を盛り込み、2013年(平成25年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を制定するなど、国内法の整備を進め、2014年(平成26年)1月に同条約を批准しました。また、そのほかにも「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」など様々な法整備が行われています。

障害者権利条約では、障がいのある人となない人が同じように生活するために必要とされる「合理的配慮」を行わないことは「障がいを理由とする差別」にあたり、締約国が、障がいを理由とするいかなる差別もなしに、全ての障がいのある人のあらゆる人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の権利の実現のための措置などを定めています。2016年(平成28年)4月から施行された障害者差別解消法は、2021年(令和3年)に改正され、2024年(令和6年)4月から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されています。

本市では、2017年(平成29年)3月に「第3次向日市障がい者計画」を策定し、障が

いのある人に関する施策を総合的に推進してきました。また、2007年(平成19年)3月に第1期となる「向日市障がい福祉計画」を策定し、それ以降、7期にわたって計画の改定を行い、2024年(令和6年)3月に「第7期向日市障がい福祉計画・第3期向日市障がい児福祉計画」を策定し、地域での暮らしを支援することを中心に、福祉サービスの提供基盤の整備等について施策の推進を図っています。

市民意識調査の結果では、障がいのある人の人権について、「補助犬を連れていることを理由に、入店を断られることは問題である」と回答した割合が87.8%である一方、「精神に障がいのある人に対しては、なんとなくこわいというイメージがあり、不安を感じる」が65.9%、「企業は利潤が第一なのだから、知的障がい者や精神障がい者の雇用が進まなくても仕方がない」が21.6%となっており(図15-1)、精神障がいあるいは知的障がいのある人に対するイメージや社会参加について否定的な意見が少なからずみられます。障がい特性や障がいのある人が置かれた状況を正しく認識できるよう啓発することが必要です。

また、「学校や企業などは、障がいのある人の特性や困りごとを配慮して、教育や就業機会の提供に努めるべきである」と思う割合が83.2%を占めています。(図15-2)

図15-1 障がいのある人の人権に関わる問題への認識状況

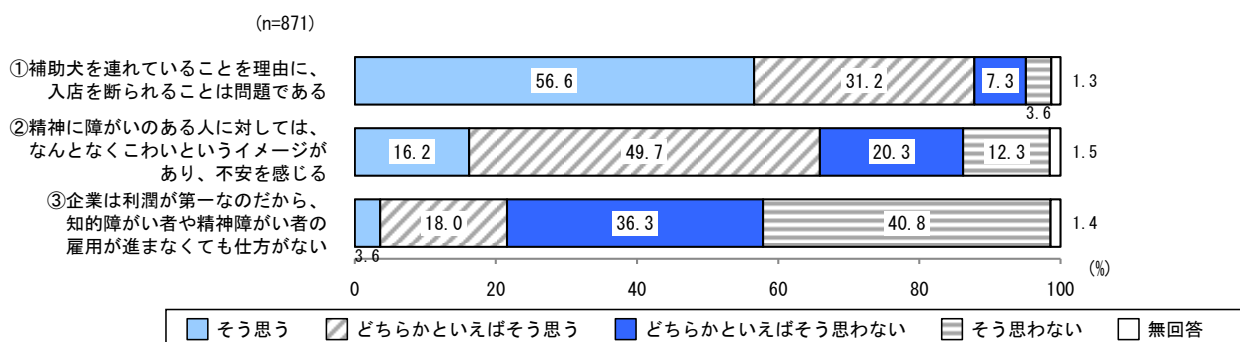
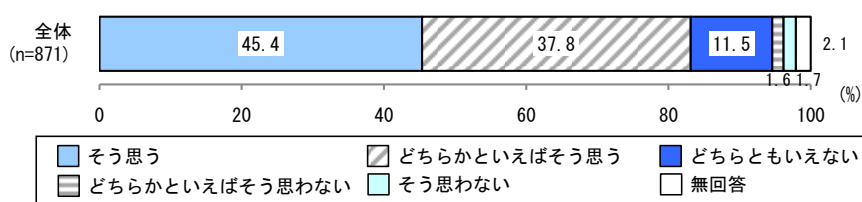


図15-2 「学校や企業などは、障がいのある人の特性や困りごとを配慮して、教育や就業機会の提供に努めるべきである」



障がいのある人が、地域で安心して暮らし自身が希望する生活を実現することができるよう、関係機関の連携・協力のもと障がいや障がいのある人への市民の理解を一層深めるとともに、事業者に対しては合理的配慮の提供をより一層求め、障がいのある人が自らの選択と決定のもと、社会のあらゆる活動に参加・参画できる環境づくりが必要です。

【今後の取組】

障がいのある人が社会参加し、自立した生活ができる共生社会づくりのため、次の取組を進めます。

- 広報誌や市ホームページ、啓発リーフレット、講座の開催など様々な媒体や方法で、障がいのある人に対する正しい理解の促進を図ります。

- 意思決定支援に基づく後見事務の推進とともに、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業、相談支援事業の周知に努め、制度の利用を促進します。
- 乙訓障がい者虐待防止センターとの連携を図り、虐待防止の啓発に努めるとともに、障がいのある人や養護者への相談、助言等を行います。
- 特別支援教育への理解、障がいの有無に関わらず共に暮らすことへの理解を促進するため、各校の授業や交流などの取組の充実を図ります。また、児童生徒が共生社会の形成に向け、経験を広め、社会性を高め、豊かな人間性を深める学習活動として、障がいのある人・高齢者等との交流や福祉施設での体験活動等を充実します。
- 市内の企業（事業者）や団体等に対し、「障害者差別解消法」に基づき、合理的配慮の提供が推進されるよう周知に努めます。
- 「向日市手話言語条例」に基づき、職員等に対する手話への理解や普及に努めます。
- 全ての人にとって安全で快適な生活ができるようユニバーサルデザインの普及・啓発に努めます。

（６）外国籍の人に関する人権

【現状と課題】

グローバル経済の進展、国際交流の活発化に伴い、わが国に訪問、在留する外国人は年々増加しています。

日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人についても等しく基本的人権の享有を保障しています。しかし一方で、言語・宗教・習慣等の違いから就労差別やアパート・マンションへの入居拒否などの差別行為をはじめ、外国人が地域で生活していく上で必要な行政サービス等の情報が十分に得られず、本来受けられるサービスの提供を受けられないなどの生活上の問題や、外国籍等の子どもが十分な教育を受けられないなどの教育環境の問題が指摘され、また特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動、いわゆるヘイトスピーチが公然と行われているという問題も発生しています。

国では、2016年(平成28年)6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行され、外国人に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組が進められています。

そのほか、中小・小規模事業者をはじめとした労働力不足解消を目的に、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国籍等の人を受け入れていくため、2019年(平成31年)4月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行されたほか、同年6月には、外国籍等の人の日本語能力の向上を図るための日本語教育の基本理念を定めた「日本語教育の推進に関する法律」が施行されるなど、外国籍等の人と共生社会の実現に向けた法整備が進められています。

また、近年、地方都市での重要な労働力として来日する外国人も増え、日本人の働き手が集まりにくい業界を中心に、実習生が働く現場が増える一方、不安定な雇用や、社会保険への未加入、雇用主からのハラスメントなど実習生の人権を脅かす問題が発生しています。

このように、外国人の定住化が進む現在、外国人を観光客や一時的滞在者としてではなく、生活者・地域住民として認識する視点が重要であり、言葉や習慣などが異なる外国人と地域

住民との間で、互いの文化や習慣等を理解し合い、共に暮らしていける社会づくりが求められています。

市民意識調査の結果では、ヘイトスピーチを知っている割合は68.2%に対し、「知らない」は28.1%となっています。(図16-1)

ヘイトスピーチを見聞きしたきっかけや媒体は、「テレビ・ラジオや新聞などの報道で見たり聞いたりしたことがある」(82.5%)が最も多く、次いで「デモ等の様子をインターネットなどで見たことがある」(37.2%)、「啓発ポスターや啓発冊子等でそのような行為があることを見たことがある」(15.8%)となっています。(図16-2)

また、ヘイトスピーチの存在を見聞きして思ったことは、「特定の人々を排除するのは、許せないと思った」(55.4%)が最も多く、次いで「日本に対する印象が悪くなったと思った」(24.6%)、「ヘイトスピーチをする側の主張も一理あると思った」(23.9%)となっています。(図16-3)

また、「外国人を受け入れない、拒否する趣旨の言動が公然とされること(いわゆるヘイトスピーチ)は許されない」と思う割合が67.7%を占めています。(図16-4) 一方、「日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や習慣に合わせる努力をするべきである」と思う割合が56.2%と半数を超えています。(図16-5)

図16-1 ヘイトスピーチの認知状況

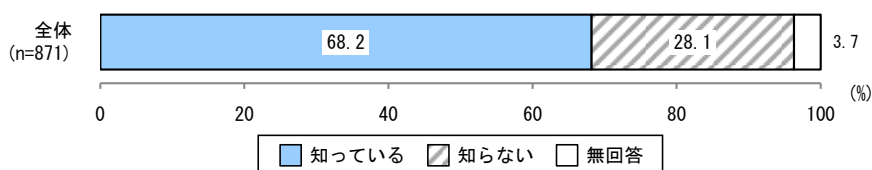


図16-2 ヘイトスピーチを見聞きしたきっかけや媒体

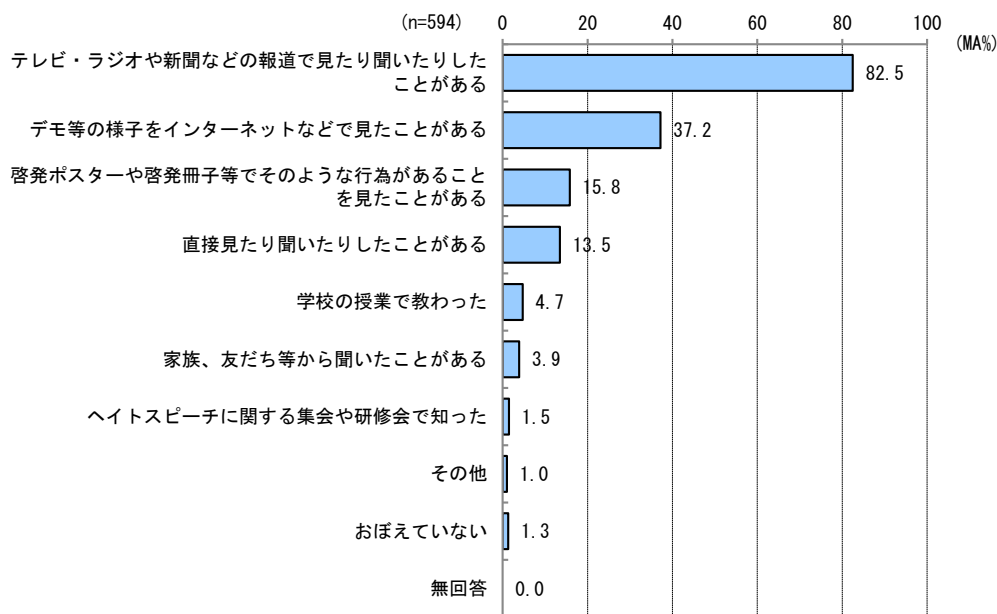


図16-3 ヘイトスピーチの存在を見聞きして思ったこと

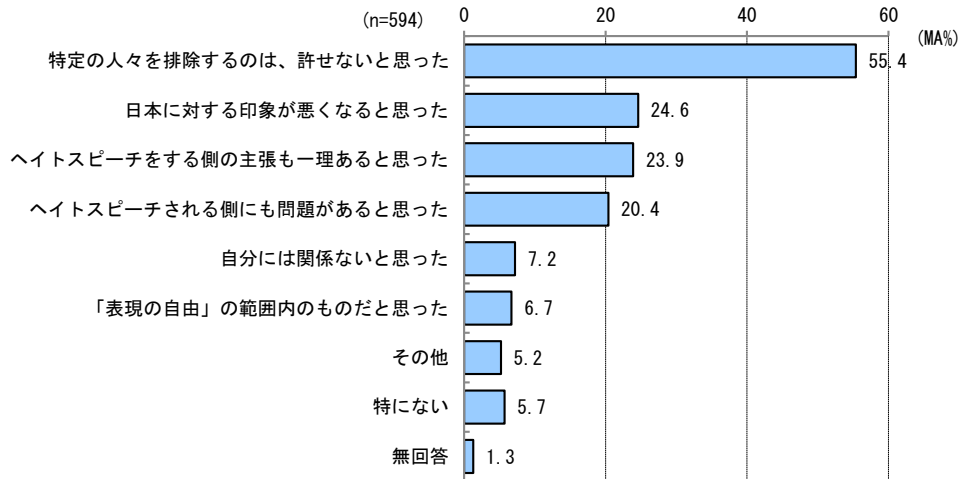


図16-4 「外国人を受け入れない、拒否する趣旨の言動が公然とされること（いわゆるヘイトスピーチ）は許されない」

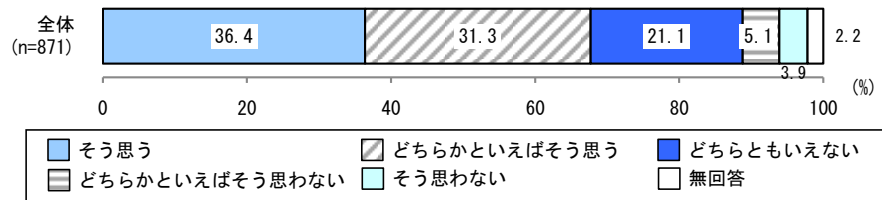
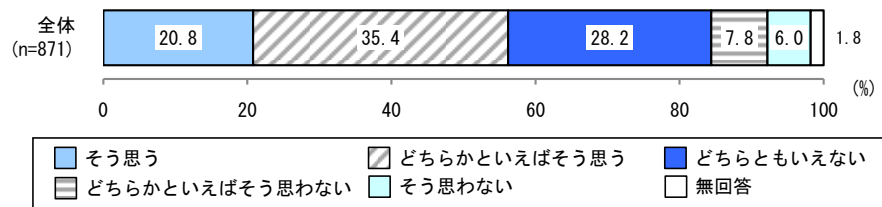


図16-5 「日本に住む外国人は、できるだけ日本の文化や習慣に合わせる努力をすべきである」



異なる文化や考え方を理解し、互いの人権を尊重し合うことで「心のグローバル化」を推進するとともに、「多文化共生社会」の形成を進め、外国人も地域で暮らす住民のひとりとして安心して生活できる共生社会の実現が必要です。

【今後の取組】

本市における共生社会実現のため、次の取組を進めます。

- 外国人に対する嫌がらせや差別事象の発生を解消し、民族、国籍等に関係なく互いを尊重し合う意識を醸成するための啓発を推進します。
- 外国人への生活情報の提供や言語への配慮など、外国人が暮らしやすい環境づくりを推進します。
- 姉妹都市等との交流などを通して、言語、宗教、生活習慣等の異なる文化、考え方や多文化共生の重要性に対する相互の理解を深め、市民や地域の共生意識の高揚を図ります。

(7) ハンセン病・H I V感染症・難病患者等に関する人権

【現状と課題】

ハンセン病は、らい菌による感染症で、その菌は感染力が極めて弱く、現在では治療方法も確立され完全に治る病気であり、遺伝する病気ではありません。しかしながら、ハンセン病に関わる人権問題は、国の「らい予防法」に基づく隔離政策が原因で生じた人権侵害であり、依然として病気や元患者に対する偏見や差別意識が残っています。

国では、2001年(平成13年)6月に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を、2009年(平成21年)4月には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」をそれぞれ施行し、ハンセン病患者であった方などに対する差別や偏見の解消に向けた取組を推進しています。また、ハンセン病の元患者の家族が、隔離政策により、偏見や差別の対象とされ、元患者との家族関係の形成を阻害されたとして提訴した「熊本ハンセン病家族訴訟」に対し、2019年(令和元年)6月に熊本地裁で国の賠償責任を認めた判決が下されました。これを契機として、国では、2019年(令和元年)11月に「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」等が施行されています。

H I V (ヒト免疫不全ウイルス) 感染症は、感染力が弱く感染経路が限られているため、正しい知識をもって予防ができれば、日常生活では感染することはなく、いたずらに感染を恐れる必要はありません。この病気については、これまで国内外で総合的な対策が進められてきましたが、エイズ患者やH I V感染者に対する正しい知識や理解の不足から、多くの偏見や差別意識を生み、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。

難病とは、原因がわからず、治療法も確立されておらず、生涯にわたって療養を必要とする疾患をいいます。また、経済的な問題だけでなく、介護等に著しく労力を要するため家庭の負担が重く、精神的な負担が大きくなることもあります。難病は種類も多く様々な特性があり、個人差があるため、一見して病気とわかるものもあれば、外見はまったく健康な人と変わらないこともあります。しかし、難病に対する無理解により、心ない言葉をかけられるなど、病気に対する偏見や差別が根強く残っており、病気の治癒そのものより、むしろそれに絡む人権侵害が深刻な問題になっています。

これらの感染症等の病気については、まず治療や予防など、医学的な対応とともに、病気に対する正しい知識と理解を深め、感染症患者等への偏見や差別を解消するための取組が引き続き必要です。

【今後の取組】

市民の病気に対する正しい知識と理解を深めるため、引き続き次の取組を進めます。

- 病気や感染症に対し、市民が正しい知識や情報を得、理解を深めるための啓発を推進します。
- 感染症や難病等の患者が適切な医療を受診することができるよう京都府や関係機関と連携し、医療機関や医療費助成制度等について情報提供を行います。
- 患者の人権に配慮した医療が行われるよう医療機関への啓発に努めます。

(8) 性的指向及びジェンダーアイデンティティ

【現状と課題】

性は、身体の見ただけで決められるものではなく、複雑で多様なものです。自分の性別に対する違和感がなく、性的指向（性愛の対象）が異性に向かう人だけでなく、性的指向が同性に向かう同性愛者（レズビアン、ゲイ）や男女両方に向かう両性愛者（バイセクシュアル）、生物的な性（身体の性）と性に関する自己認識（心の性）が一致せず、「身体の性」と異なる性別を生きようとする人（トランスジェンダー）やその不一致に悩む性別不合の人など、様々な性を生きる人たちがいます。わが国でも、このような性的マイノリティであることを公表する人がでてきたりするなど、少しずつ性の在り方の多様性が社会的に認知されるようになってきましたが、今なお、性的マイノリティは偏見や差別の対象となり、日常生活の様々な場面において制約や不利益を受けています。

性別適合手術を受けた人については、戸籍上の性別と外観が一致せず、本人確認等で問題が生じているため、2004年(平成16年)に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、家庭裁判所の審判によって性別の変更が認められるようになりました。2008年(平成20年)には、同法は改正施行され、性別の変更要件が緩和されました。

国は学校に、性別違和（性別不合）の状態にある児童・生徒への配慮等を求めるよう通知し、一部の自治体では、同性間のパートナーシップ宣誓を認める制度が制定されるなど、人権に配慮した施策が実施されています。2023年(令和5年)6月には、性的少数者（LGBTQ+）に対する理解を広めるため、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行されました。この法律では、全ての国民が、その性的指向や性自認に関係なく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことや、性的指向と性自認の多様性に関して理解を深めるための施策を推進することとしています。

このような性的マイノリティをめぐる状況を受け、本市では、2021年(令和3年)10月に、「向日市パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。この制度は、一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓し、市から受領証を交付するものです。2022年(令和4年)7月には、京都府内5自治体間で連携協定を締結し、2024年(令和6年)4月には、京都府域を超え、大阪府及び兵庫県内の自治体とそれぞれ連携を行い、その後、2024年(令和6年)11月から、全国285自治体に連携協定の範囲を拡大しています。この自治体間連携により、府県をまたいで「パートナーシップ宣誓制度」の利用者が転居をされても、簡易な手続で、転入先の自治体から宣誓書受領証等の交付が行えるようになり、宣誓の効果を継続することができるようになりました。

市民意識調査の結果では、LGBT等の人権問題として「職場、学校等で嫌がらせやいじめがあること」（41.0%）が最も多く、次いで「差別的な言動をされること」（37.5%）、「就職・職場での不利な扱いを受けること」（34.8%）となっています。（図17-1）

また、「LGBT等、性的少数者であることを身近な人にもいえない社会は問題である」と思う割合は71.0%を占めています。（図17-2）

調査結果では、性的マイノリティに対する市民の関心、問題意識は高い様子が見えませんが、それらの人々に対する理解は、社会全体としてはいまだ十分とはいえません。

図17-1 LGBT等の人権問題に対する認識状況

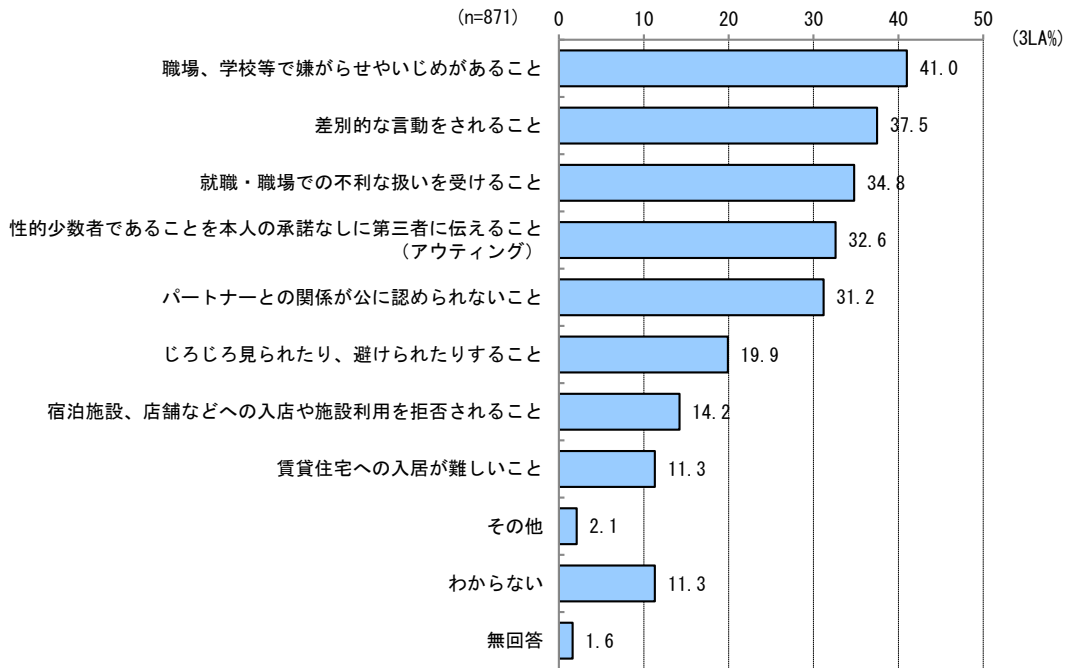
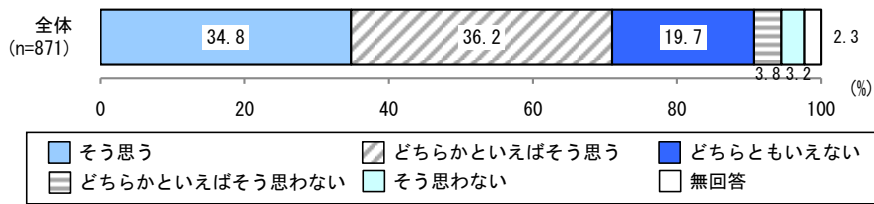


図17-2 「LGBT等、性的少数者であることを身近な人にもいえない社会は問題である」



性的マイノリティをめぐるのは制度上の問題だけでなく、社会生活の様々な場面で差別や偏見を受けたり、生きづらさを感じたりすることが少なくありません。性的指向に関わらず誰もが受容され共生できる社会になるよう、性の多様性について市民の理解を深めるための教育・啓発を推進することが必要です。

【今後の取組】

性的マイノリティの人たちにとっても、本市がインクルーシブなまちになるよう、次の取組を進めます。

- 多様な性の在り方に関して、学校教育で扱うとともに、市民の理解を深めるための啓発を推進します。
- 関係機関と連携し、性的指向・性自認に悩んでいる人の相談に対応するとともに、相談者の立場に立った相談や支援に取り組みます。
- 向日市パートナーシップ宣誓制度の周知に取り組みます。

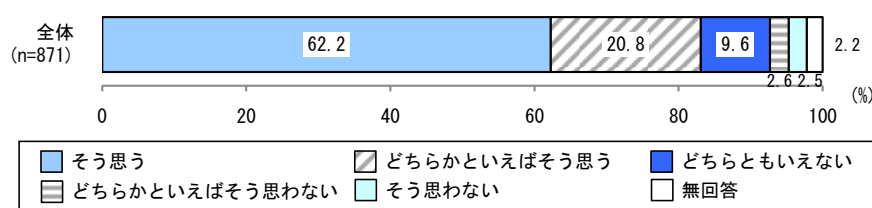
(9) 犯罪被害者やその家族の人権

【現状と課題】

犯罪の被害者やその家族等は、事件そのものに関する精神的負担や経済的負担だけでなく、いわれのない噂や中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの二次被害を受けることがあります。

市民意識調査の結果では、「犯罪被害者について、報道によってプライバシーが侵害されたり、私生活の平穏が保てなくなることは問題である」と思う割合が83.0%を占め、報道による二次被害を懸念する意見が多くなっています。(図18)

図18 「犯罪被害者について、報道によってプライバシーが侵害されたり、私生活の平穏が保てなくなることは問題である」



犯罪の被害者やその家族等に対する救済策として、国では、2005年(平成17年)4月に「犯罪被害者等基本法」を施行し、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図っています。

また、国では、2021年(令和3年)3月に「第4次犯罪被害者等基本計画」を策定し、犯罪被害者の「損害回復・経済的支援等への取組」をはじめ、「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」や「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」などを重点課題と位置付け、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を行うこととしています。

こうした法的整備と併せて、行政や司法機関、民間団体等が犯罪被害者等の人権保障を図るとともに、その立場を理解した支援体制の整備に努めることが重要です。

【今後の取組の方向】

犯罪被害者等に対する市民の正しい理解を深めるため、引き続き次の取組を進めます。

- ・ 市民一人ひとりが、犯罪被害者等が受けている直接的・間接的被害に対する現状や支援の必要性を認識し、犯罪被害者等への理解を深めるための啓発を推進します。

(10) 刑を終えて出所した人の人権

【現状と課題】

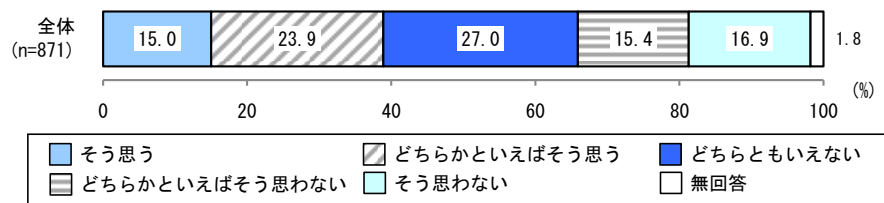
安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」は大きな課題となっています。法務省が公表した「令和6年版再犯防止推進白書」(令和5年度再犯の防止等に関する施策)によると、刑法犯検挙者中の刑法犯再犯者率は、1997年(平成9年)以降上昇傾向にありましたが、初犯者数が大幅に減少していることもあり、2021年(令和3年)からは減少に転じ、2023年(令和5年)は47.0%と前年(47.9%)よりも0.9ポイント減少しました。

国では、2016年(平成28年)12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、

犯罪者等の円滑な社会復帰を促進するなど再犯の防止等の対策を進めています。

しかしながら、刑を終えて出所した人や家族に対して、根強い偏見や差別があり、就職やアパート等の入居に際して悪意のある噂、地域社会等からの拒否的な感情等、社会復帰を目指す人たちにとって厳しい状況にあるのが現状です。市民意識調査の結果でも、「刑を終えて出所した人が、更生した後も、インターネットなどで過去の犯罪歴を調べられることがあってもやむを得ない」と思う割合が38.9%で、そう思わないの32.3%を上回っています。(図19)

図19 「刑を終えて出所した人が、更生した後も、インターネットなどで過去の犯罪歴を調べられることがあってもやむを得ない」



刑を終えて出所した人が更生し、社会の一員として普通に生活を営むことができるようにするための支援を行うことが求められますが、それには、再犯を起こさない本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域など周囲の人々の理解と協力が不可欠です。そのため、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別を解消するための啓発を推進することが重要です。

【今後の取組】

刑を終えて出所した人に対する市民の正しい理解を深めるため、引き続き次の取組を進めます。

- 刑を終えて出所した人が、社会の一員として普通に生活を営むことができるよう、偏見や差別意識を解消し、その社会復帰を支援するための啓発を推進します。また、保護司会や更生保護女性会と連携し、「社会を明るくする運動」を通じた啓発活動を推進します。
- 刑を終えて社会復帰をしようとする人を受け入れる社会環境をつくるとともに、就労をはじめ、就学や住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用などについて相談に応じ、適切な支援に努めます。

(11) その他の様々な人権問題

そのほかにも、次にあげる様々な人権問題が存在し、社会、経済構造等の外的要因をはじめ、人々の価値観や人権をめぐる意識の変化などに伴い、今後、更に多様化・複雑化する傾向にあります。

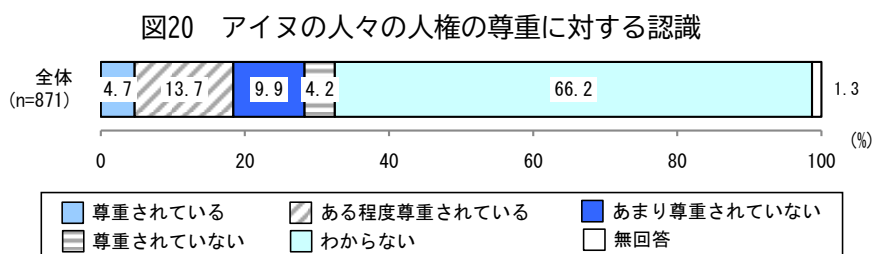
これらの問題についても、その解決に向け、関係機関と連携して取り組んでいくことが必要です。

① アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、アイヌ語をはじめとする独自の文化や伝統を有し、それらへの無関心や誤った認識から、結婚や就職をはじめとする差別や偏見が依然として存在しています。

1997年(平成9年)7月に、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」が制定されました。この法律は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化の置かれている状況を踏まえ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及、啓発を図るための施策の推進を目的に制定されたものです。その後、アイヌ民族を法律として初めて「先住民族」と明記し、独自の文化を生かした地域振興策を推進することを目的とした「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)」が2019年(令和元年)5月に施行されています。

市民意識調査の結果では、アイヌの人々の人権が尊重されていると思う割合が18.4%に対し、尊重されていないと思う割合は14.1%である一方、わからないの割合が66.2%となっています。(図20)



法律の趣旨を理解し、アイヌの人々が置かれている現状の認識と民族としての歴史、文化、伝統への理解を深めることが重要です。

② 生活困窮や社会から疎外された人々の人権

少子高齢化や家族構造の変化による単身世帯やひとり親家庭の増加、こどもの貧困などの生活困窮世帯の問題、さらに15～34歳の若者で、仕事に就かず家事も通学もしていない若年無業者(ニート)やひきこもりが社会問題化しています。

2024年度(令和6年度)の市統計書によると、市内の生活保護受給世帯はほぼ横ばいで推移していますが、全国的には、物価高騰等による経済情勢の悪化により生活困窮に陥っている世帯も少なくありません。特に、長期の無業者やひきこもり、ひとり親世帯などは、社会から孤立したり、疎外されたりする可能性が高いと指摘されています。

生活困窮者の多くは、様々な問題を抱え、その問題が複雑に絡みあっているうえに、失業

や人間関係の希薄化によって地域で孤立していることが大きな問題となっています。そのため、生活困窮者が経済的に自立するだけでなく、社会参加できる機会を確保する取組が重要です。

また、2022年(令和4年)の国民生活基礎調査の結果によると、2021年(令和3年)のわが国のこどもの貧困率は11.5%で、17歳以下のこどもの約9人に1人が経済的に困難な状況にあると示されています。

子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援や保護者への就労支援などと合わせて、貧困の連鎖防止に取り組むことが重要です。

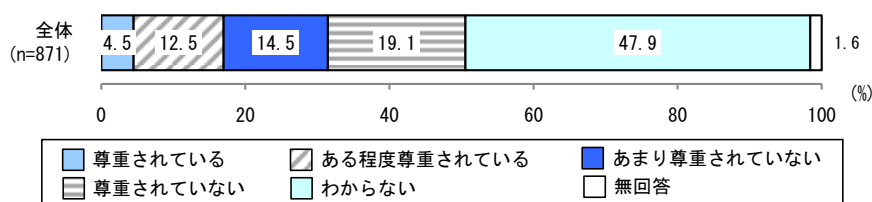
③ 北朝鮮による拉致問題

2002年(平成14年)に日朝首脳会議において、北朝鮮は、日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者の帰国が実現しました。しかし、いまだ帰国を果たせない拉致被害者がいるほか、拉致の可能性を払拭できない特定失踪者の問題も継続しており、記憶を風化させないような働きかけが重要です。

国では、2006年(平成18年)6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を施行し、国及び地方公共団体が連携して拉致問題による人権侵害に関する啓発を図るよう努めることとしています。

市民意識調査の結果では、北朝鮮当局による拉致被害者等の人権が尊重されていると思う割合は17.0%に対し、尊重されていないと思うが33.6%となっていますが、「わからない」が47.9%と半数近くを占めています。(図21)

図21 北朝鮮当局による拉致被害者等の人権の尊重に対する認識



北朝鮮による日本人の拉致問題は、重大な人権侵害であり、その解決をはじめとする北朝鮮による人権侵害への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、拉致問題について関心と認識を深めていくことが大切です。また、拉致問題は、北朝鮮当局による重大な人権侵害ですが、拉致に関与しない在日韓国・朝鮮人の人々や朝鮮半島の人々には何ら責任はありません。勝手な思い込みや偏見によるいじめ、ヘイトスピーチにつながらないように注意が必要であり、拉致問題について正しく理解することが求められます。

④ 開発途上国の貧困な生産者・労働者に関する人権問題

私たちが安価で便利な製品を購入できるのは開発途上国の人々の不安定で低い賃金と劣悪な労働環境に支えられていることが多く、また、その労働力には数多くの子どもが含まれている場合も少なくありません。

このような実態に目を向け、公正な取引(フェアトレード)を行うことにより途上国の人々の生活を助ける仕組みについて理解を深めていくことが求められます。

⑤ 平和と人権

「平和のないところに人権は存在し得ない」「人権のないところに平和は存在し得ない」と言われるように、人権の尊重が平和の基礎です。

国連は、第二次世界大戦で繰り返された数々の残忍な行為によって、多くの人の尊い生命や財産が奪われ、人権が侵害される行為が行われた悲しい過去を反省し、二度と同じ過ちを繰り返さないために、1948年(昭和23年)12月、国連第3回総会で「世界人権宣言」を採択しました。しかしその後も、人種や宗教の違いによる民族間の対立、偏見や差別などが原因で世界の至るところで地域紛争が起こり、多くの犠牲者が出ています。

世界には、人類を何度も絶滅させることができるだけの核兵器が存在しており、21世紀を核兵器のない世紀とするためには、核兵器廃絶の国際世論を更に喚起しなければなりません。特に、世界で唯一の戦争被爆国であるわが国では、被爆体験の風化が叫ばれており、次代を担う世代に核兵器の恐ろしさと戦争の悲惨さを伝え、平和の大切さと命の尊さを、いかに教えていくかが重要な課題となっています。

本市では、1984年(昭和59年)11月に「世界平和都市宣言」を行い、以来8期にわたって「向日市平和行動計画」の策定を行ってきました。2025年(令和7年)3月に「第9期向日市平和行動計画」を策定し、戦争体験を後世に伝えていけるよう効果的な施策を実現するための取組を進めています。

21世紀は、平和で人権が尊重される世紀を目指そうという願いを込めて、「人権の世紀」と言われています。それと同時に、地域紛争、飢餓、貧困、人権抑圧、環境破壊など平和を脅かす諸問題を、市民一人ひとりが我が事として考えることが求められます。

⑥ ゲノム情報（遺伝情報）に関する人権

「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」により、今後、ゲノム医療が普及し、ゲノム情報の活用が拡大されていくことが見込まれます。その中でゲノム情報（遺伝情報）に関する知識や理解の不足から、日常生活や、就職、保険の加入等の社会生活の様々な場面で、不当な差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生するおそれがあります。

ゲノム情報（遺伝情報）に関する正しい知識に基づいて冷静に判断することが重要であるとの理解を深めていくことが必要です。

⑦ その他の人権問題

そのほかにも、「婚外子（非嫡出子）の人権」や「AIによる人権侵害」など、様々な人権問題が存在し、社会・経済構造の変化などに伴い、今後更に多様化・複雑化することが予想されます。

こうした人権をめぐる動向を注視しながら、偏見や差別、誹謗中傷などの人権侵害をなくすための取組を推進します。

第5章 推進体制

1 計画の実施体制

庁内における方針に基づいた人権行政の推進にあたっては、総合的かつ効果的な人権教育・啓発を行うため、市長を本部長とした全庁的な推進本部会議を中心に、関係部署がより緊密な連携を図り、本市の人権問題の把握に努めるとともに、必要な施策を展開していきます。

また、多様化する人権問題の状況を踏まえ、関連する施策の企画・調整・点検を行い、効果的な施策の推進に努めるとともに、関係部署においては、この方針の趣旨を十分に踏まえ、各種施策を積極的に実施します。

2 京都府・近隣市町との連携

人権施策は、国、府、市町村がそれぞれの役割分担のもとで連携・協働しながら実施することにより、より効果的な施策を推進することができます。このため、京都地方法務局をはじめ、京都人権啓発推進会議、京都・山城人権啓発活動地域ネットワーク協議会、近隣市町の人権担当部署と連携・協働し、情報の共有を図るとともに、啓発活動の共同開催や研修、相談等の効果的な推進を図ります。

3 市民・各種団体・企業等との連携

自治会や民生委員・児童委員、PTA、人権擁護委員及び乙訓人権擁護委員協議会、向日市商工会、山城人権ネットワーク推進協議会等の人権関係団体や事業者、京都弁護士会などとの連携を強化し、人権尊重の理念の普及・啓発及び人権施策の推進を図ります。

參考資料

1 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000年(平成12年)11月29日制定

2000年(平成12年)12月6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

2 世界人権宣言

1948年(昭和23年)12月10日第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、

かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このよう

な干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

3 向日市人権教育・啓発推進計画推進本部設置規程

平成17年8月10日

訓令第7号

(設置)

第1条 「人権教育のための国連10年向日市行動計画」の成果と本市の実情を踏まえ、関係部課の緊密な連携のもと、総合的かつ計画的に、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するため、向日市人権教育・啓発推進計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 向日市人権教育・啓発推進計画の策定に関すること。
- (2) 向日市人権教育・啓発推進計画の推進に関すること。
- (3) 関係部課の連絡調整に関すること。

(委員会)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもつて組織する。

- 2 本部長は、市長をもつて充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもつて充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもつて充てる。

(本部長等の職務)

第4条 本部長は、本部を統括し、代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要と認めるときに、本部長が招集し、主宰する。

(幹事会)

第6条 推進本部の円滑な運営に資するため、推進本部の補助機関として幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもつて組織する。
- 3 幹事長は、ふるさと創生推進部長をもつて充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもつて充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。

(事務局)

第7条 推進本部の事務局は、広聴協働課に置く。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日訓令第3号）

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第5号）
この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日訓令第5号）
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日訓令第2号）
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月1日訓令第5号）
この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日訓令第5号）
この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月29日訓令第1号）
この訓令は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日訓令第2号）
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月29日訓令第7号）
この訓令は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日訓令第4号）
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

教育長 ふるさと創生推進部長 総務部長 環境産業部長 市民サービス部長 都市整備部長 教育部長 議会事務局長

別表第2（第6条関係）

市民サービス部長 教育部長 人事課長 秘書課長 企画広報課長 広聴協働課長 文化推進課 地域福祉課長 子育て支援課長 子ども家庭課長 障がい者支援課長 高齢介護課長 健康推進課長

産業振興課長
 文教課長
 生涯学習課長
 学校教育課長

4 向日市人権教育・啓発推進計画推進本部及び幹事会委員名簿

(1) 向日市人権教育・啓発推進計画推進本部(2025年(令和7年)10月1日現在)

本部長	市長	安田 守
副本部長	副市長	鈴木 英之
副本部長	副市長	中地 則元
本部員	教育長	山本 真也
本部員	ふるさと創生推進部長	野田 真理
本部員	総務部長	林 千春
本部員	環境産業部長	福岡 弘一朗
本部員	市民サービス部長	柴田 晶子
本部員	都市整備部長	山田 栄次
本部員	教育部長	長谷川 和代
本部員	議会事務局長	巖嶋 敏之

(2) 向日市人権教育・啓発推進計画推進本部幹事会(2025年(令和7年)10月1日現在)

幹事長	ふるさと創生推進部長	野田 真理
幹事	市民サービス部長	柴田 晶子
幹事	教育部長	長谷川 和代
幹事	人事課長	松山 順一
幹事	秘書課長	長谷川 琢
幹事	企画広報課長	日下部 瞳
幹事	広聴協働課長	松石 善輝
幹事	文化推進課長	大原 雅行
幹事	地域福祉課長	里見 徳太郎
幹事	子育て支援課長	大野 正美
幹事	子ども家庭課長	沢合 由恵
幹事	障がい者支援課長	岩谷 誠司
幹事	高齢介護課長	田口 慎也
幹事	健康推進課長	藤野 剛志
幹事	産業振興課長	田中 英司
幹事	文教課長	浦元 大地
幹事	生涯学習課長	小畑 受一
幹事	学校教育課長	安田 知之

5 向日市人権教育・啓発推進計画監修会議

第3次向日市人権教育・啓発推進計画を策定するにあたり、向日市民であり、人権擁護委員の委嘱を受けておられる方からのご意見を伺うために開催する

監修会議委員

人権擁護委員	中山 睦美
人権擁護委員	植田 茂
人権擁護委員	高畑 幸子
人権擁護委員	安田 佐知子
人権擁護委員	北野 節子
人権擁護委員	下越 信雄
人権擁護委員	福井 ともみ
人権擁護委員	西川 克巳
人権擁護委員	高橋 理博

6 計画策定の経過

年月日	経過
2025年(令和7年) 9月26日(金)	第1回向日市人権教育・啓発推進計画推進本部幹事会(書面)
10月23日(木)	人権擁護委員による監修会議(第1回)
11月12日(水)	第2回向日市人権教育・啓発推進計画推進本部幹事会
12月9日(火)	人権擁護委員による監修会議(第2回)
2026年(令和8年) 1月6日(火)～ 2月5日(木)	パブリックコメント
2月24日(火)	人権擁護委員による監修会議(第3回)
3月2日(月)	第3回向日市人権教育・啓発推進計画推進本部幹事会(書面)
3月25日(水)	第1回向日市人権教育・啓発推進計画推進本部会議(書面)
3月31日(火)	第3次向日市人権教育・啓発推進計画策定

7 用語解説

ア行

意思決定支援

意思決定支援とは、特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動を言う。

インターネットリテラシー

「ネットリテラシー」とも言う。インターネットを適切に活用するために必要な見識や能力のこと。具体的には、インターネットを利用する上で必要となるセキュリティ対策、SNSなどのサービスを通じた情報発信のマナーやリスク、プライバシー保護や著作権など、幅広い見識を持つ必要がある。

インフォームド・コンセント

医療従事者（特に医師）が患者に対し、診療の目的・内容を十分納得できるように説明し、同意を得ること。

AI

人工知能 (artificial intelligence) のこと。明確な定義は存在しないが、「大量の知識データに対して、高度な推論を的確に行うことをめざしたもの」（一般社団法人 人工知能学会設立趣意書からの抜粋）とされている。

HIV（エイズウイルス）

HIV（エイズウイルス）とは、ヒト免疫不全ウイルス (Human Immunodeficiency Virus) のこと。後天性免疫不全症候群 (acquired immunodeficiency syndrome, AIDS, エイズ) は、HIV感染によって生じ、適切な治療が施されないと重篤な全身性免疫不全により日和見感染症や悪性腫瘍を引き起こす状態を言う。

SNS

Social Networking Service の略。インターネット上で交流の場を提供するサービス。SNS上に投稿された日記・写真などの情報に対して、閲覧したり、コメントやメッセージを送ることができる。

SDGs → 「持続可能な開発目標」を参照。

NPO

非営利団体 (Non Profit Organization) のこと。一般的には自発的・自主的に社会貢献活動に取り組む団体を指す。なお、こうした団体に簡易な手続で法人格を付与すること等を

目的とした特定非営利活動促進法（NPO法）が1998年(平成10年)12月に施行された。

LGBT →「性的指向」を参照。

乙訓圏域障がい者自立支援協議会

障がい福祉サービスの基盤整備と利用に関する総合調整を行うことを目的に、向日市・長岡京市・大山崎町が共同で設置する地域自立支援協議会。

乙訓人権擁護委員協議会

人権擁護委員法により、人権擁護委員は、各都道府県の区域を数個に分けて定める区域ごとに、人権擁護委員協議会を組織している。本市は、長岡京市、乙訓郡大山崎町とともに、乙訓人権擁護委員協議会の区域に含まれている。

力行

規約人権委員会

「市民的政治的権利に関する国際規約」（自由権規約、国際人権B規約）の各締約国の遵守状況を監視するために国連に設置された機関。自由権規約委員会とも言う。5年に1回、締約国政府が提出した報告書をもとに、締約国政府代表と議論しながら審査する。

共生社会

全ての人々が互いに理解をもって共存し、全ての文化や考えが互いに交流し合うことのできる社会。

京都人権啓発企業連絡会

京都府に事業所を置く63の企業で構成する任意団体。1975年(昭和50年)の部落地名総鑑事件の反省から1978年(昭和53年)に40社で「京都同和問題企業連絡協議会」を設立し、2004年(平成16年)に名称を現在の「京都人権啓発企業連絡会」に変更して、部落差別をはじめとするあらゆる差別・人権侵害の解決に取り組み、企業の社会的責任を全うすることを目指している。

京都府社会貢献活動の促進に関する条例

2003年(平成15年)11月施行。社会貢献活動の促進についての基本理念を示すとともに、府の責務と府民、社会貢献活動団体及び企業の果たすべき役割を明らかにし、社会全体で社会貢献活動を促進することを目的として制定された条例。

京都・山城人権啓発活動地域ネットワーク協議会

地域の中で、地方公共団体をはじめ、人権啓発に関わる様々な機関・団体が連携・協力して、総合的かつ効果的に人権啓発活動を推進していくために、横断的なネットワークをつくり活動を行っている。構成員は、京都地方法務局・京都地方法務局宇治支局のほか、京都人

権擁護委員協議会、乙訓人権擁護委員協議会、城南人権擁護委員協議会の3団体、及び京都・山城管内16市町村となっている。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図る人のことで、いわば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

ゲノム情報（遺伝情報）

遺伝現象によって子孫へまたは細胞から細胞へ伝えられる情報のことで、一般的には、DNAに書き込まれた塩基配列のことを指す。

合理的配慮

障害者差別解消法では、障がいのある人から、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することがないように、市は合理的配慮をしなければならないものとし、事業者は合理的配慮をするように努めるものとしている。

国際識字年

非識字の克服を目指す契機となるよう国連が提唱した年、1990年（平成2年）。「2000年（平成12年）までに、世界のすべての人々に文字を」のスローガンの下に、ユネスコが中心となって各国が識字問題に積極的に取り組んでいこうとする国際的な活動の出発の年として位置付けられるもの。

国際児童年

児童の権利の保障を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1979年（昭和54年）。

国際障害者年

障がい者の完全参加と平等を目指す契機となるよう国連が提唱した年、1981年（昭和56年）。

国際人権規約

1966年（昭和41年）12月の国連総会で、①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、②市民的及び政治的権利に関する国際規約、③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書が採択され、その後、1989年（平成元年）に④市民的及び政治的権利に関する国際規約の死刑の廃止を目標とする第2選択議定書が採択された。国際人権規約は、これら四つの条約の総称である。国際人権規約は世界人権宣言とともに、国際連合の人権活動を支える基本文書である。わが国は、①及び②の両規約について、1979年（昭和54年）6月に批准し、同年9月に効力を発生したが、③及び④の両選択議定書については批准していない。

国際婦人年

女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年。1975年(昭和50年)。

国連人権委員会

1946年(昭和21年)経済社会理事会の下に設置された。最初の任務は世界人権宣言の起草であった。最初の20年間、国際人権の基準づくりに集中して取り組み、1967年(昭和42年)以降、国際人権の実施、促進に乗り出した。今日、世界中のいかなる国の人権状況についても、審議を行っている。この委員会の下に人権小委員会が置かれ、人権侵害についての通報を受理・審査し、人権委員会に勧告を行っている。

国連人権高等弁務官

1994年(平成6年)創設。国連事務総長の下で、人権問題を総合的に調整する役割を担う。主な活動は、人権の実効的な享有及び発展の権利の実現、促進、保護と人権救済に対する権限を有する包括的なもの。

こども大綱

これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものとして、2023年(令和5年)12月に閣議決定された。全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としている。

婚外子(非嫡出子)

法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれたこどもを言う。反対に、法律婚から生まれたこどもは「嫡出子」と言う。子どもの権利条約では婚外子に対する差別を禁止している。

サ行

災害時要援護者

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、外国人、傷病者など、災害時に情報把握や避難行動が困難な人のこと。

ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)と言う。「社会的性別」はそれ自体に良い、悪い価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

ジェンダーアイデンティティ → 「性的指向」を参照。

ジェンダーギャップレポート

世界経済フォーラム(WEF)が毎年発表する、世界各国の男女格差を数値化した報告書。経済、教育、健康、政治の分野ごとに各使用データをウエイト付けしてジェンダー・ギャップ指数を算出している。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現した社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき姿を示し、官民一体となって取り組んでいくため「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、2007年(平成19年)12月に策定。

事前登録型本人通知制度

住民票の写し等を第三者に交付した場合に、事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知する制度。この制度を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的としている。本市では2014年(平成26年)6月導入。府内全市町村において実施されている。

持続可能な開発目標(SDGs)

国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための17の目標から成る国際目標であり、誰一人取り残さないことを誓っている。SDGsは、経済・社会・環境の各分野の課題について総合的な解決を目指すものである。

児童憲章

1951年(昭和26年)5月5日にわが国で宣言。児童は人として尊ばれる、児童は社会の一員として重んぜられる、児童は良い環境の中で育てられる、という3つの原則を謳っている。

社会を明るくする運動

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動のこと。

人権関係諸条約の監視機関

国際人権規約をはじめ、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約等の人権関係諸条約の締約国の順守状況を監視するために国連に設置された機関。

人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づき、2002年(平成14年)3月に策定された国の人権教育・啓発推進に係る基本計画。その後、社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策の更なる推進を図るた

め、2025年(令和7年)6月に「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」が策定された。

人権教育のための国連10年

1994年(平成6年)の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に1995年(平成7年)から2004年(平成16年)までの10年間で「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められた。これを受けて、国においては、1995年(平成7年)12月に、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、1997年(平成9年)7月には、国内行動計画を策定。

人権教育のための国連10年京都府行動計画

京都府では人権教育のための国連10年の取組に対応する計画として、1999年(平成11年)3月、人権教育・啓発推進に係る京都府の基本的指針となる「人権教育のための国連10年京都府行動計画」を策定し、また知事を本部長とする人権教育のための国連10年京都府行動計画推進本部を設置し、関係部局が緊密な連携を図りながら、様々な施策に積極的に取り組んできた。

人権教育のための国連10年向日市行動計画

向日市では人権教育のための国連10年の取組に対応する計画として、2000年(平成12年)8月、人権教育・啓発推進に係る向日市の基本的指針となる「人権教育のための国連10年向日市行動計画」を策定し、また市長を本部長とする人権教育のための国連10年向日市行動計画推進本部を設置し、関係部課が緊密な連携を図りながら、様々な施策に積極的に取り組んできた。

人権教育のための世界計画

1995年(平成7年)から取り組まれてきた「人権教育のための国連10年」が2004年(平成16年)末で終了することをを受けて、2004年(平成16年)12月10日に開催された第59回国連総会で、引き続き世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的に決議された。

人権デュー・ディリジェンス

企業が、人権への影響を特定し、予防し、軽減し、そしてどのように対処するかについて説明するために、人権への負の影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信を実施する一連の流れのこと。

人権擁護委員

市町村長が法務大臣に対し、市町村議会の意見を聞いて候補者を推薦し、法務大臣が委嘱する。人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることがないように監視し、これが侵

犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることがその使命とされている。

性的指向

性的指向 (Sexual Orientation) とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認 (Gender Identity) とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ (性同一性) を自分の感覚として持っているかを示す概念である。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。なお、性的指向について、例えば、レズビアン (同性を恋愛や性愛の対象とする女性)、ゲイ (同性を恋愛や性愛の対象とする男性)、バイセクシュアル (同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人) 等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー (出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人) 等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者 (セクシュアルマイノリティ) を表す言葉の一つとして使われることもある。

世界人権宣言

1948年(昭和23年)12月の国連第3回総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

世界人権宣言65周年京都アピール

2013年(平成25年)11月、世界人権宣言65周年記念京都人権啓発フェスティバルにおいて、京都府知事、京都市長、京都法務局長、(公財)世界人権問題研究センター理事長の4者により、世界人権宣言の精神と意義を再認識するとともに、人権尊重の理念を改めて幅広く訴えかけることを目的として発表されたアピール。

セクシュアルハラスメント

相手の意に反する性的な言動により、職場や学校、地域等における環境を害したり、又は性的な言動に対する相手方の対応によって、その者に不利益を与えることを言う。

ソーシャルネットワーキングサービス → 「SNS」を参照。

夕行

多文化共生社会

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活が継続できるよう、高齢者の多様なニーズ・相談に対応し、介護予防など必要なサービスを包括的・継続的に調整する地域の拠点となる機関。主任ケアマネジャー、保健師（または看護師）や社会福祉士などの専門職員が配置され、専門性を活かしながら高齢者への総合的な支援を行う。

DV → 「ドメスティック・バイオレンス」を参照。

同和対策事業特別措置法

1969年(昭和44年)に成立。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。

同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、1965年(昭和40年)8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしている。

ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者など親密な関係にある者からの身体に対する暴力、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を言う。こうした暴力や言動は、同居する児童に心理的外傷を与えるとして、児童虐待にも含まれる。

ナ行

難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものを言う。

ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がい者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の重要な理念。障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

ハ行

パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

ハンセン病

1873年(明治6年)にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

避難行動要支援者

災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。

フィルタリング

インターネットへの接続にあたって、未成年にふさわしくない内容など特定のウェブサイトへのアクセスを制限するサービス。

フェアトレード

開発途上国の生産者が正当な価格で商品を取引できるよう支援する仕組みで、貧困削減や経済的自立を目的とする。1947年(昭和22年)に始まり、現在は食品や日用品など幅広い商品が対象。消費者の選択が公正な貿易と持続可能な社会の実現に直結する重要な行動とされている。

ヘイトスピーチ

人種、民族、国籍などの属性を理由として、その属性を有する少数者の集団若しくは個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を先導し、又は侮辱する表現行為などと説明される。ヘイトスピーチが、その対象となった人々の自尊感情、つまり個人の尊厳を傷つけることはいくらでもなく、人種差別撤廃条約第4条や自由権規約第20条では、こうした差別扇動を禁止している。2014年(平成26年)には国連自由権規約委員会及び人種差別撤廃委員会からわが国に対し、ヘイトスピーチに対して適切な措置を求める勧告が出されているが、条約・法律上の定義が確立されていないことから、国会等において議論が行われている。こうした行為の代表的なものとしては、2009年(平成21年)12月に京都朝鮮第一初級学校(当時)に対して行われた示威活動があり、刑事訴訟では有罪判決が、民事訴訟では当該行為が「人種差別撤廃条約が禁止する人種差別にあたる」とする判決が確定している。また、外国人以外に向けられた例として、2011年(平成23年)1月に奈良県の水平社博物館前において行われたものがある。

ボランティア

自らの意思で行う、見返りを期待しない「社会的貢献」。

マ行

マタニティハラスメント

働く女性が妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、減給、降格などの不利益な取扱を

受けること。

三つの特別法

同和対策事業特別措置法（1969年(昭和44年)～1982年(昭和57年)）、地域改善対策特別措置法（1982年(昭和57年)～1987年(昭和62年)）、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（略称「地対財特法」、1987年(昭和57年)～2002年(平成14年)）の三法を言う。

民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行うとともに、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

向日市手話言語条例

正式名称は「古都のむこう、ふれあい深める手話言語条例」。手話が「言語」であるとの認識に基づき、手話に対する理解が更に広がるよう環境を整えることにより、全ての人々がお互いを尊重し、分かり合い、心豊かに安心して暮らすことができるふるさと向日市を目指して制定。

向日市パートナーシップ宣誓制度

一方又は双方が性的少数者である二人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓し、市から受領証を交付するもの。2021年(令和3年)10月から導入。

向日市要保護児童対策地域ネットワーク協議会

児童福祉法に基づき、要保護児童の適切な保護並びに要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るために設置する協議会で、適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換と内容に関する協議を行う。

メディア

新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、映画など情報を人びとに伝える機関や事業、システム。近年ではインターネット、Webサイトなども含む。

メディアリテラシー

情報が流通する媒体（メディア）を使いこなす能力のこと。①メディアを主体的に読み解く能力、②メディアにアクセスし活用する能力、③メディアを通じコミュニケーションする能力の3つの要素からなる複合的な能力とされる。

ヤ行

山城人権ネットワーク推進協議会（ひゅうまんねつとやましろ）

山城地区の「山城地区市町村連絡協議会」「山城人権啓発協議会」「山城地区就労促進協議会」による人権課題の解決に向けた取組の成果を踏まえ、「人権尊重理念の普及」と「様々な人権問題の解決」に向けた取組の一層の推進を図るため、山城管内15市町村と企業・団体等により2008年(平成20年)4月24日に設立された協議会。

ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

ユニバーサルデザイン

ユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることを言う。この言葉や考え方は、1980年代にロナルド・メイス氏によって明確にされ、次の7つの原則が提唱されている。①誰にでも使用でき入手可能（公平性）、②柔軟に使用できる（自由度）、③使い方が容易にわかる（単純性）、④使い手に必要な情報が容易にわかる（わかりやすさ）、⑤間違えても重大な結果にならない（安全性）、⑥少ない労力で効率的に、楽に使える（省体力）、⑦アプローチし、使用するのに適切な広さがある（スペースの確保）。

8 参考データ

※本計画書に引用している市民意識調査（2024年度（令和6年度）に実施）の結果のうち、本文中に掲載されていない集計結果

※「P〇」は本文掲載ページ

【参考図1】P6 市民が尊重されていると考えている人権（年齢別）

（「尊重されている」と「どちらかといえば尊重されている」を合わせた割合：％）

	全 体	① 人権問題に 関する和 差（別同和）	② 女性の人 権	③ 子ども の人権	④ 高齢者 の人権	⑤ 障がい のある 人の 人権	⑥ 外国人 の人権	⑦ HIV感 染病・ ハンセ ン病患 者の症 ・人権
上段：実数 下段：％								
全体	871 100.0	399 45.8	618 71.0	636 73.0	627 72.0	526 60.4	349 40.1	214 24.6
18～29歳	62 100.0	38 61.3	46 74.2	50 80.6	51 82.3	43 69.4	31 50.0	23 37.1
30～39歳	95 100.0	38 40.0	70 73.7	71 74.7	83 87.4	64 67.4	56 58.9	26 27.4
40～49歳	117 100.0	42 35.9	84 71.8	87 74.4	88 75.2	70 59.8	57 48.7	19 16.2
50～59歳	150 100.0	69 46.0	108 72.0	119 79.3	123 82.0	97 64.7	67 44.7	48 32.0
60～69歳	156 100.0	75 48.1	108 69.2	110 70.5	106 67.9	87 55.8	57 36.5	34 21.8
70～79歳	180 100.0	79 43.9	122 67.8	125 69.4	105 58.3	97 53.9	50 27.8	41 22.8
80歳以上	106 100.0	57 53.8	79 74.5	72 67.9	69 65.1	65 61.3	30 28.3	23 21.7

	全 体	⑧ その犯 罪被害 者の人 権	⑨ ホーム レスの 人権	⑩ 性的少 数者の 人権	⑪ 刑を終 えぬ人 の権利	⑫ アイヌ の人々 の権利	⑬ 北朝鮮 当局に よる被 害者の 権利	無 回答
上段：実数 下段：％								
全体	871 100.0	113 13.0	106 12.2	231 26.5	119 13.7	160 18.4	148 17.0	98 11.3
18～29歳	62 100.0	16 25.8	17 27.4	29 46.8	22 35.5	17 27.4	12 19.4	4 6.5
30～39歳	95 100.0	16 16.8	20 21.1	30 31.6	22 23.2	26 27.4	16 16.8	5 5.3
40～49歳	117 100.0	15 12.8	15 12.8	37 31.6	17 14.5	18 15.4	17 14.5	13 11.1
50～59歳	150 100.0	18 12.0	17 11.3	52 34.7	17 11.3	32 21.3	25 16.7	14 9.3
60～69歳	156 100.0	18 11.5	17 10.9	43 27.6	18 11.5	18 11.5	24 15.4	17 10.9
70～79歳	180 100.0	20 11.1	12 6.7	21 11.7	14 7.8	29 16.1	32 17.8	33 18.3
80歳以上	106 100.0	10 9.4	8 7.5	18 17.0	9 8.5	20 18.9	22 20.8	10 9.4

【参考図2】 P 7 過去5年間に自身の人権を侵害されたと感じた経験の有無（年齢別）

	全 体	あ る	な い	わ か ら な い	無 回 答
上段：実数 下段：%					
全体	871 100.0	107 12.3	653 75.0	87 10.0	24 2.8
18～29歳	62 100.0	4 6.5	50 80.6	7 11.3	1 1.6
30～39歳	95 100.0	19 20.0	64 67.4	12 12.6	- -
40～49歳	117 100.0	18 15.4	81 69.2	17 14.5	1 0.9
50～59歳	150 100.0	22 14.7	110 73.3	16 10.7	2 1.3
60～69歳	156 100.0	27 17.3	115 73.7	11 7.1	3 1.9
70～79歳	180 100.0	9 5.0	152 84.4	11 6.1	8 4.4
80歳以上	106 100.0	7 6.6	78 73.6	12 11.3	9 8.5

【参考図3】 P16 人権問題について理解や認識を深めるために効果的な手法（年齢別）

上段：実数 下段：%	全 体	小・中 学校で の 人権 教育	職 場 や 職 種 ・ 業 界 団 体 等 に よ る 研 修 会 、 講 演 会 等	映 画 ・ D V D ・ ビ ジ オ ・ ラ ジ オ ・ テ レ ビ ジ ョ ン	（ 旧 T w i t t e r ） な ど	S I N E T X （ L I N E T ） イ ン タ ー ネ ッ ト	市 内 で 行 わ れ る 研 修 会 、 講 演 会 、 人 権 啓 発 イ ベ ン ト 等	市 の 広 報 誌 、 冊 子	新 聞 の 記 事 ・ 意 見 広 告	実 態 を 見 た り 、 当 事 者 の 話 を 聞 く	動 画 配 信 サ イ ト
全体	871 100.0	622 71.4	262 30.1	239 27.4	205 23.5	152 17.5	141 16.2	132 15.2	116 13.3	78 9.0	
18～29歳	62 100.0	48 77.4	18 29.0	15 24.2	21 33.9	6 9.7	8 12.9	3 4.8	12 19.4	8 12.9	
30～39歳	95 100.0	69 72.6	31 32.6	27 28.4	30 31.6	11 11.6	8 8.4	1 1.1	26 27.4	16 16.8	
40～49歳	117 100.0	84 71.8	36 30.8	32 27.4	43 36.8	14 12.0	12 10.3	9 7.7	20 17.1	15 12.8	
50～59歳	150 100.0	111 74.0	58 38.7	40 26.7	50 33.3	26 17.3	21 14.0	25 16.7	15 10.0	19 12.7	
60～69歳	156 100.0	119 76.3	55 35.3	50 32.1	35 22.4	24 15.4	28 17.9	32 20.5	18 11.5	8 5.1	
70～79歳	180 100.0	121 67.2	42 23.3	45 25.0	16 8.9	41 22.8	37 20.6	37 20.6	14 7.8	8 4.4	
80歳以上	106 100.0	67 63.2	20 18.9	28 26.4	8 7.5	29 27.4	27 25.5	24 22.6	11 10.4	3 2.8	

上段：実数 下段：%	全 体	様 々 な 人 権 問 題 の 法 的 解 決 に 関 する 活 動 組 織 等	地 域 の 人 権 課 題 を 自 ら 取 り 上 げ た 住 民	人 権 問 題 に 関 する 書 籍	雑 誌 や 週 刊 誌 の 記 事	社 内 報 な ど	そ の 他	わ か ら な い	無 回 答
全体	871 100.0	75 8.6	54 6.2	30 3.4	25 2.9	18 2.1	12 1.4	44 5.1	20 2.3
18～29歳	62 100.0	3 4.8	1 1.6	2 3.2	2 3.2	4 6.5	-	2 3.2	-
30～39歳	95 100.0	5 5.3	2 2.1	3 3.2	1 1.1	1 1.1	1 1.1	3 3.2	2 2.1
40～49歳	117 100.0	3 2.6	6 5.1	2 1.7	2 1.7	1 0.9	1 1.7	5 4.3	3 2.6
50～59歳	150 100.0	8 5.3	8 5.3	4 2.7	6 4.0	3 2.0	3 2.0	5 3.3	1 0.7
60～69歳	156 100.0	12 7.7	14 9.0	5 3.2	6 3.8	3 1.9	3 1.9	7 4.5	3 1.9
70～79歳	180 100.0	28 15.6	11 6.1	7 3.9	4 2.2	2 1.1	1 0.6	16 8.9	6 3.3
80歳以上	106 100.0	15 14.2	11 10.4	6 5.7	4 3.8	3 2.8	-	6 5.7	5 4.7

第3次向日市人権教育・啓発推進計画

発行 京都府向日市
発行年月 2026年(令和8年)3月
編集 向日市 ふるさと創生推進部 広聴協働課
〒617-8665
京都府向日市寺戸町中野20番地
電話 075-874-1409